



# 子ども・子育て支援新制度について

平成27年5月

内閣府子ども・子育て本部

# 目次

- ・ 子ども・子育て支援新制度の概要 … P2
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画 … P16
- ・ 認定こども園 … P23
- ・ 地域型保育事業 … P35
- ・ 保育の必要性の認定・確認制度 … P39
- ・ 公定価格・利用者負担 … P49
- ・ 地域子ども・子育て支援事業 … P68
- ・ 関連予算 … P99
- ・ 参考資料 … P116

# .子ども・子育て支援新制度の概要

# 子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は平成27年4月に本格施行。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

## 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、**幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進**

\*子ども・子育て関連3法とは、 子ども・子育て支援法 認定こども園法の一部改正法 児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

## 主なポイント

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）



及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

## **市町村が実施主体**

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

## **社会全体による費用負担**

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提  
( 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るために、消費税率の引き上げにより確保する 0.7 兆円程度を含めて 1 兆円超程度の追加財源が必要 )

## **政府の推進体制**

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

## **子ども・子育て会議の設置**

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

## **施行時期**

- ・ 平成 27 年 4 月に本格施行

# 子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など  
共通の財政支援

地域の実情に応じた  
子育て支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、  
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施  
義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業(新規)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## 施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

- 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

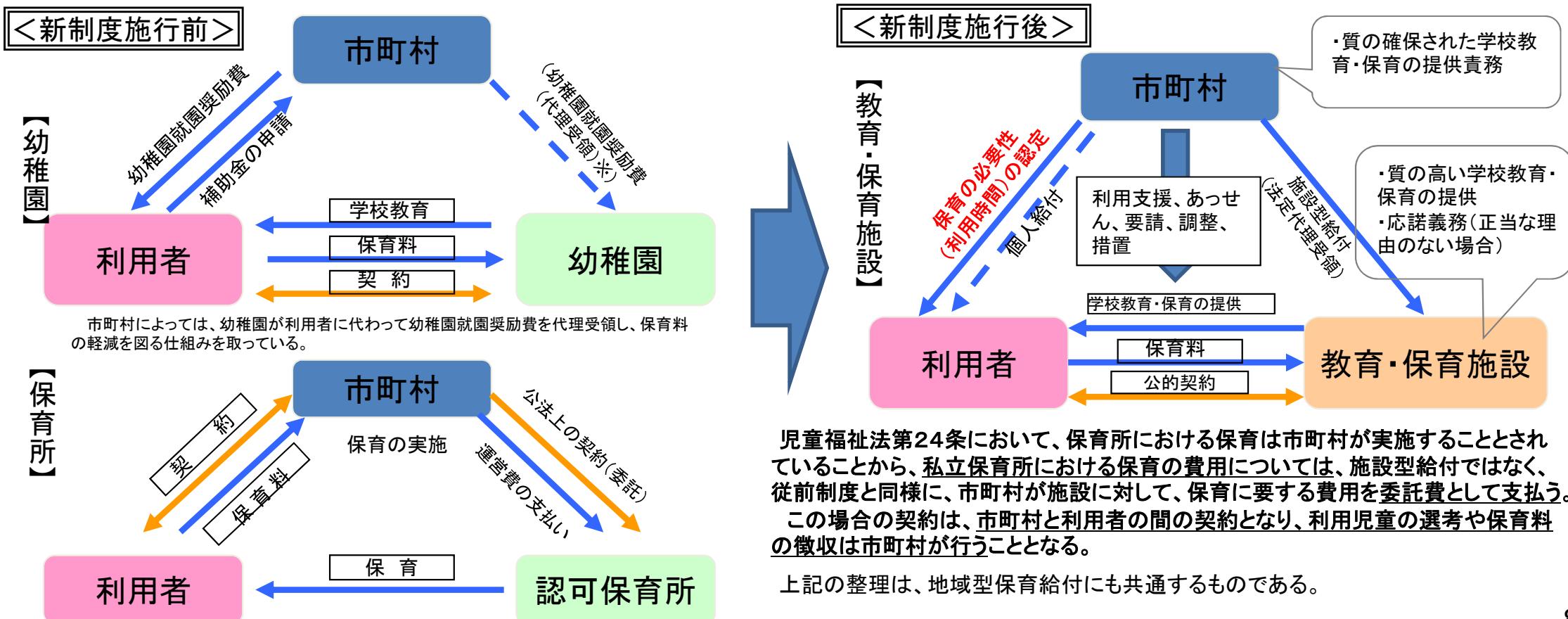
認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども)</u> (第19条第1項第1号)</p>	教育標準時間 ( )	幼稚園 認定こども園
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども)</u> (第19条第1項第2号)</p>	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
<p><u>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども)</u> (第19条第1項第3号)</p>	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

( )教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

# 本制度における行政が関与した利用手続

- 市町村が客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間を認定する(認定区分、事由(就労、介護等)、保育必要量(保育標準時間・保育短時間))。
 

<b>【認定区分】</b>	1号認定(支援法第19条第1号該当)…教育標準時間認定・満3歳以上	→ 認定こども園、幼稚園
	2号認定(支援法第19条第2号該当)…保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上	→ 認定こども園、保育所
	3号認定(支援法第19条第3号該当)…保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満	→ 認定こども園、保育所、地域型保育
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。私立保育所については右下図 印
- 契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。私立保育所については右下図 印
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。  
1号認定子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。2号・3号認定子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。



# 子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

	位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い	
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園  (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育と保育を提供する機関(幼保連携型)</li> <li>:学校と児童福祉施設の位置付け(幼稚園型)</li> <li>:保育機能を認定</li> <li>○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督</li> <li>○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督</li> </ul> <p>新制度において、認可・指導監督等の一本化、給付の共通化を行うことにより、幼保連携型認定こども園の二重行政を解消 認可等の際、都道府県は実施主体である市町村との協議を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、<u>市町村</u>が確認・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「保育の必要性」の認定を受けた利用者 :「保育時間」に対応する「施設型給付」<sup>2</sup></li> <li>○その他の利用者 :「標準時間」に対応する「施設型給付」<sup>2</sup></li> <li>○私学助成 (特別補助等)<sup>3</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応諾義務 *「正当な理由」がある場合を除く</li> <li>○利用者負担は応能負担 *一定の要件の下で上乗せ徴収可</li> </ul>
	「施設型給付」を受ける幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育を提供する機関</li> <li>○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が認可・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「給付の支給対象施設」として、<u>市町村</u>が確認・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「標準時間」に対応する「施設型給付」<sup>2</sup></li> <li>○私学助成 (特別補助等)<sup>3</sup></li> </ul>	
従前どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園 <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育を提供する機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が認可・指導監督</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○私学助成(一般補助・特別補助)</li> <li>○幼稚園就園奨励費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建学の精神に基づく選考</li> <li>○利用者負担は設置者が設定</li> </ul>

<sup>1</sup> 従前の私立幼稚園は、別段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされている。

<sup>2</sup> 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

<sup>3</sup> 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を実施。

# 地域の実情に応じた子育て支援の展開

## 人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、**一定規模の子ども集団を確保**しつつ、教育・保育の提供が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、**身近な場所で保育の場の維持**が可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、**在宅の子育て家庭に対する支援**を中心に展開  
取組を容易とするための見直し

## （子ども・子育て支援新制度の主なポイント）

### ①認定こども園制度の改善

- 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
- 「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域実情に応じた展開が可能

### ②小規模保育等への財政支援の創設

- 「小規模保育」(定員6～19人)、「保育ママ」(定員1～5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

### ③地域の実情に応じた子育て支援の充実

- 地域の実情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定
- 在宅の子育て家庭(0～2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

## 大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題  
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、**待機児童の解消**が可能

土地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、**機動的な待機児童対策**を講じることが可能

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、**多様な保育ニーズ**に応える事業を中心に展開

## 新制度の基盤

### ④市町村が実施主体

- 住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
- 市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

### ⑤社会全体による費用負担

- 消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
- 質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

## 国・地方の負担（補助）割合

		国	都道府県	市町村	備考
施設型給付	私立	1／2	1／4	1／4	(注)
	公立	—	—	10／10	
地域型保育給付(公私共通)		1／2	1／4	1／4	
地域子ども・子育て支援事業		1／3	1／3	1／3	妊婦健康診査,延長保育事業 (公立分)のみ市町村10／10

(注)1号給付に係る国、地方の負担については、経過措置有。(詳細はp. 62参照)

# 子ども・子育て会議の設置

- 国**において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置する（平成25年4月）
- 市町村、都道府県**においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされている

※地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。



# 子ども・子育て会議 委員及び専門委員

## ○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授  
岩城 真佐子 全国国公立幼稚園・こども園長会会长  
王寺 直子 全国認定こども園協会副代表理事  
大日向 雅美 恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授  
奥山 千鶴子 子育てひろば全国連絡協議会理事長  
尾崎 正直 高知県知事  
柏女 露峰 淑徳大学総合福祉学部教授  
加藤 篤彦 公益社団法人全国幼児教育研究協会専務理事  
駒崎 弘樹 全国小規模保育協議会理事長  
小室 淑恵 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長  
佐藤 栄一 宇都宮市長  
佐藤 秀樹 全国保育協議会副会長  
佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科教授  
高尾 剛正 一般社団法人日本経済団体連合会子育て支援部  
会長

高橋 瞳子 日本労働組合総連合会副事務局長  
塚本 秀一 全国私立保育園連盟常務理事  
月本 喜久 全日本私立幼稚園PTA連合会副会长  
坪井 久也 全日本私立幼稚園連合会政策委員長  
徳倉 康之 NPO法人ファザーリング・ジャパン理事  
中川 一良 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館長  
蜂谷 真弓 日本商工会議所若者・女性活躍推進専門委員  
会委員  
宮島 香澄 日本テレビ報道局解説委員  
無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授  
山内 五百子 日本保育協会女性部副部長  
渡邊 廣吉 聖籠町長

## ○子ども・子育て会議 専門委員

稻見 誠 一般社団法人全国病児保育協議会会长  
今村 定臣 公益社団法人日本医師会常任理事  
葛西 圭子 公益社団法人日本助産師会専務理事  
木村 義恭 全国認定こども園連絡協議会会长

坂本 秀美 公益社団法人全国保育サービス協会理事  
廣島 清次 一般社団法人日本こども育成協議会会长  
松井 等 高松市教育長  
水嶋 昌子 家庭的保育全国連絡協議会事務局長  
武藤 素明 全国児童養護施設協議会副会長

(50音順)  
平成27年4月9日時点

# 地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。
- 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

<地方公共団体向けQ & A(平成25年4月内閣府)>

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聽かなければならぬとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。

## 地方版子ども・子育て会議の設置状況について

平成26年4月23日  
内閣府

平成26年2月28日時点での地方自治体(都道府県、市区町村)における「地方版子ども・子育て会議」(子ども・子育て支援法第77条に基づき条例により設置した「審議会その他の合議制の機関」のほか、規則、要綱、申し合わせ等により設置した子ども・子育て支援についての会議体を含む。)の設置状況を調査したところ、その結果は以下のとおり。

- 設置措置済み自治体は1481団体(82.8%)(11月1日時点では、1271団体(71.0%))。
- 設置措置済みと今後対応予定を合わせると、1756団体(98.2%)とほとんどの自治体が設置済みないし設置予定。

### 【設置状況について】

	設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計
全体	1481団体 (82.8%)	275団体 (15.4%)	19団体 (1.1%)	14団体 (0.8%)	1789団体
11月1日時点	1271団体 (71.0%)	486団体 (27.2%)	15団体 (0.8%)	17団体 (1.0%)	1789団体
都道府県	41団体	6団体	0団体	0団体	47団体
市区町村	1440団体	269団体	19団体	14団体	1742団体
うち政令市	20団体	0団体	0団体	0団体	20団体
うち中核市	42団体	0団体	0団体	0団体	42団体

# .市町村子ども・子育て支援事業計画

## 子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。こうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ  
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
子育て支援

## 需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

### 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、  
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

## 計画的な整備

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象  
\*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付  
の対象

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

### 地域子ども・子育て支援事業

対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育  
事業

放課後  
児童クラブ

## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

### ○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント ー「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」

#### <量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

#### <確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。  
(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

### ○区域設定

### ○幼児期の学校教育・保育

#### <量の見込み>

- |                       |   |                           |
|-----------------------|---|---------------------------|
| 教育のみ<1号>              | ↔ | 施設(認定こども園、幼稚園)で確保         |
| 保育の必要性あり(3 - 5歳) <2号> | ↔ | 施設(認定こども園、保育所)で確保         |
| 保育の必要性あり(0 - 2歳) <3号> | ↔ | 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保 |

#### <確保の内容・実施時期>

不足がある場合は整備

- 上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。  
例)「保育の必要性あり(3 - 5歳)<2号>」 地域型保育事業で確保

### ○地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等



#### 量の見込み

#### 確保の内容、 実施時期

不足がある場合は整備

(〇年度に〇人分)

### ○認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

### ○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

### ○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

### ○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

# 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ

区域①

A市  
B市

協議・調整

区域②

C町  
D町

「区域ごとの積上げ  
+ 広域調整」  
を踏まえて設定  
(参酌標準)

協議・調整

## ○区域設定

### ○幼児期の学校教育・保育

#### —区域①—

##### <量の見込み>

教育のみ <1号>

保育の必要性あり  
(3 - 5歳) <2号>

保育の必要性あり  
(0 - 2歳) <3号>

##### <確保の内容・実施時期>

施設(認定こども園、幼稚園)で確保  
施設(認定こども園、保育所)で確保  
施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備  
(〇年度に〇人分)

#### —区域②—

##### <量の見込み>

教育のみ <1号>

保育の必要性あり  
(3 - 5歳) <2号>

保育の必要性あり  
(0 - 2歳) <3号>

##### <確保の内容・実施時期>

施設(認定こども園、幼稚園)で確保  
施設(認定こども園、保育所)で確保  
施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備  
(〇年度に〇人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の確保、質の向上のために講ずる措置
- 専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援、市町村との連携
- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

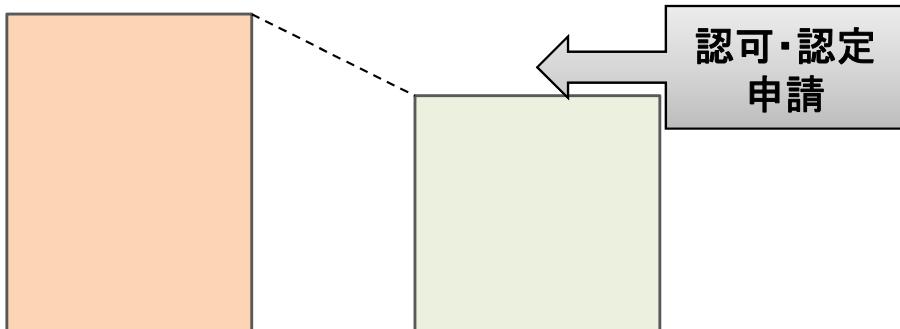
( )都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定の可否(需給調整)を、都道府県計画に基づいて判断。

# 自治体計画と認可・認定の関係 ①

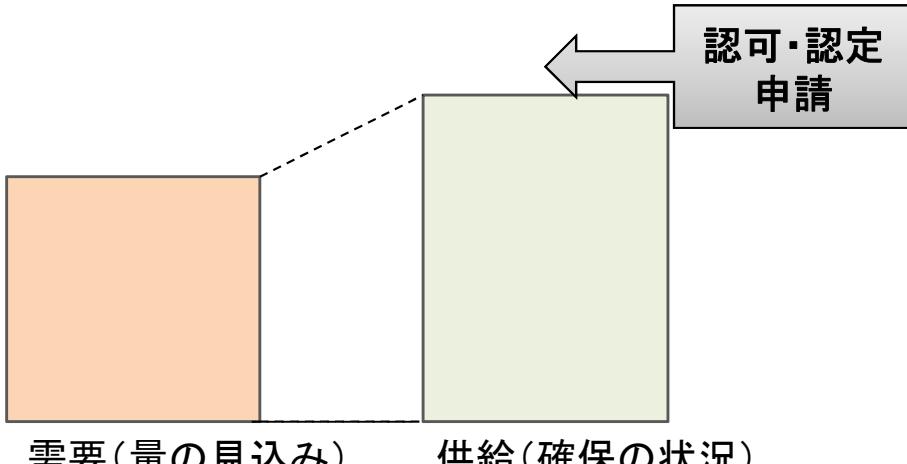
- 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員(確保の状況)や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。
- 都道府県計画は、市町村計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、量の見込みと「確保方策」を設定。
- 都道府県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。  
指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。  
地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

■ 需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)  
■ 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

需要 > 供給 → 原則認可・認定



需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる



## 自治体計画と認可・認定の関係 ②

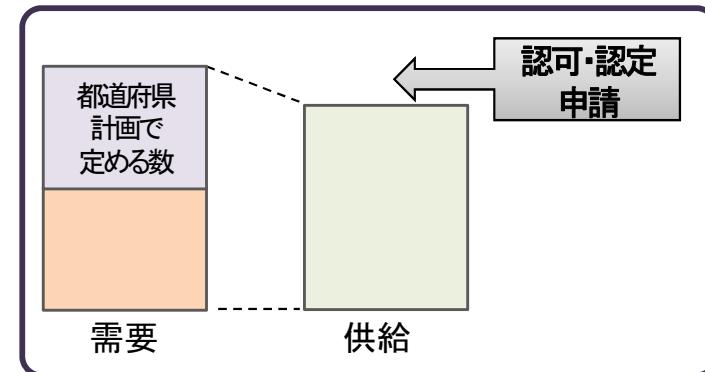
### ○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

→ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



### ◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

#### (別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

##### 2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

### ◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

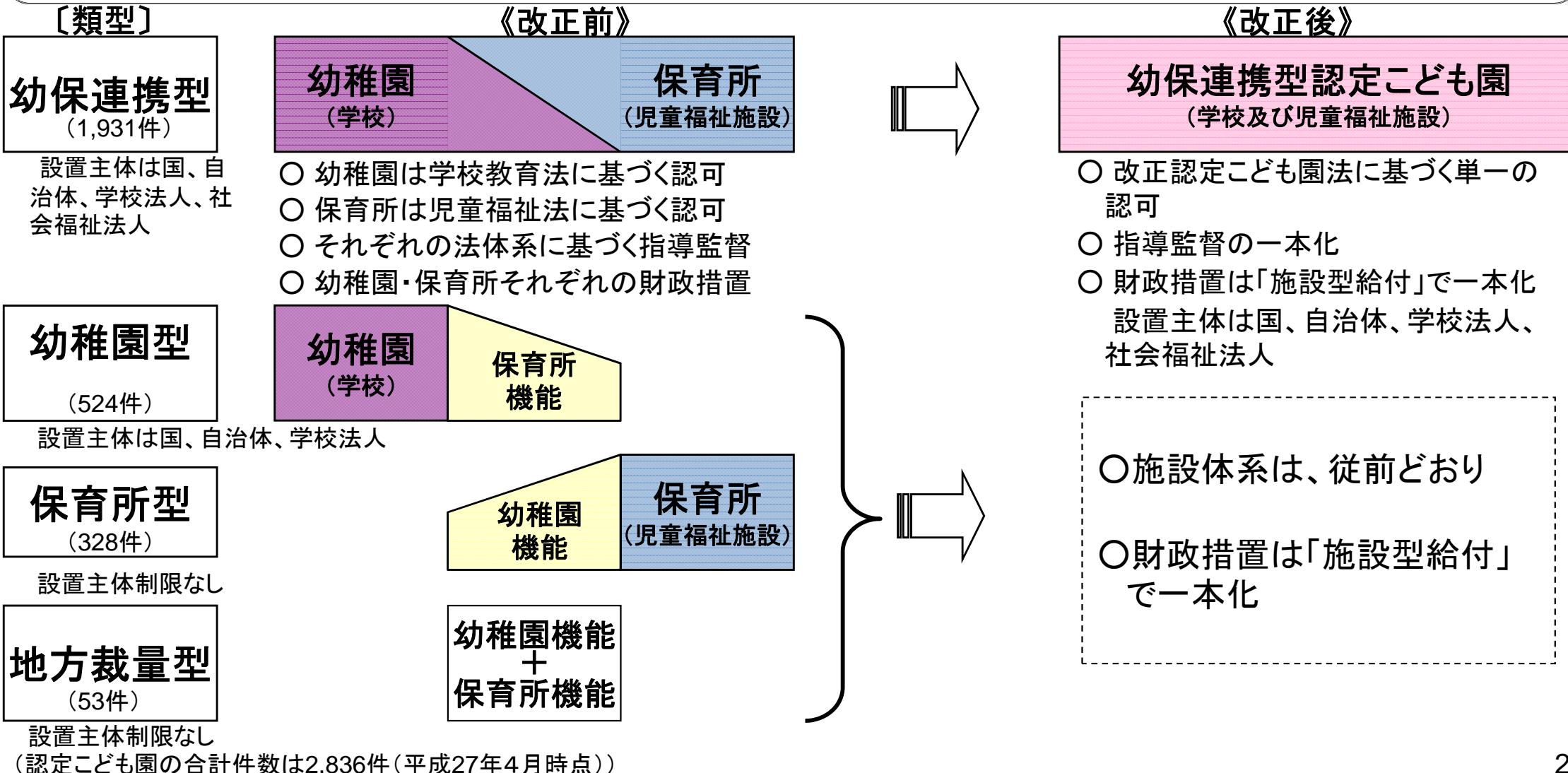
その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量 - 需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

・認定こども園

# 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ单一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
  - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化  
→ 消費税を含む安定的な財源を確保



# 新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

## 教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

「公の性質」を有し、  
教育を受ける者的心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

教育基本法 - 抄 -

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者的心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

### 学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

### 認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

既存の幼稚園から移行した場合、  
「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設  
両方の性格

# 幼保連携型認定こども園について

主な内容	
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事 (公立)届出 (私立)認可 大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	(公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 (私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 (公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聞く等の関与 (公立・私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。 学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)について、より高い水準を引き継ぐことを基本的考え方として新たな基準を設定。(既存施設からの移行に關し、設備についての移行特例を設ける)
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 幼保連携型以外の類型の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
配置職員	園長、保育教諭( )、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則 (施行後5年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施)

	(続き)
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	従前の幼稚園・保育所と同等の税制措置

#### (主な経過措置等)

- 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者には、施行後5年間に限り保育教諭となることができる。
- 施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件を緩和する特例制度を設けている。
- 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- その他の関係法令の適用についても、幼稚園及び保育所からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- 幼稚園教諭免許及び保育士資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。

# 幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

- 安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- 1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準について  
 (以下の基準は国が告示で定める基準であり、これを各都道府県が参照し定めるところによる。)

**赤字下線部**が主な変更点

主な内容	
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児 3:1 / 1・2歳児 6:1 / <b>3歳児 20:1 / 4・5歳児 30:1</b></li> <li>・満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制。</li> <li>・園長を配置。</li> </ul>
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましい。(いずれかでも可)</li> <li>・満3歳未満→保育士資格が必要。</li> </ul>
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及びその附属設備は同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。</li> <li>・保育室又は遊戯室、屋外遊技場( )及び調理室( )が必置。また、2歳未満の子どもを入所させる場合には乳児室又はほふく室が必置。 保育所型、地方裁量型については、一定の要件のもと付近の適当な場所への代替可。 自園調理が原則。満3歳以上は外部搬入可。<b>自園調理を必要とする子どもの数が19人以下</b>の場合は調理設備で可。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価、外部評価及びその公表の実施</li> <li>・保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は1日8時間が原則。(子家庭の状況等を考慮し、認定こども園の長が設定。)</li> <li>・開園日数及び開園時間は地域の実情に応じ設定。</li> </ul>

# 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

## 1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認可となり、設備について、従前基準を適用する。

## 2. 設置パターン別の基準

施設の設置 パターン	基本的考え方	主な基準
【新設】のパターン 新規に新たな幼保 連携型認定こども園 を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚園又は保育所の高い 水準を引き継ぐ。</li></ul>	<p><b>〈学級編制・職員配置基準〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。</li><li>・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1(*), 1・2歳児6:1、乳児3:1<ul style="list-style-type: none"><li>* 質の改善事項として、公定価格において3歳児20:1→15:1への配置改善を実施</li></ul></li></ul> <p>配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(経過措置を設ける)。</p> <p><b>〈園長等の資格〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者</li><li>・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す)</li></ul> <p><b>〈園舎・保育室等の面積〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420m<sup>2</sup>、1学級につき100m<sup>2</sup>増)</li><li>・居室・教室面積は、保育所基準(1.98m<sup>2</sup>/人、乳児室は1.65m<sup>2</sup>/人、ほふく室は3.3m<sup>2</sup>/人)</li></ul> <p><b>〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉</b> 名称は「園庭」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積<ul style="list-style-type: none"><li>①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3m<sup>2</sup>/人)</li><li>②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400m<sup>2</sup>、1学級につき80m<sup>2</sup>増)と保育所基準のいずれか大きい方</li></ul></li><li>代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</li></ul> <p><b>〈食事の提供、調理室の設置〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。</li><li>・原則自園調理。満3歳以上は従前の保育所と同じ要件により外部搬入可。</li></ul>

施設の設置 パターン	基本的考え方	主な基準
<p><b>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン</b>  <b>既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。</li> <li>・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。</li> <li>・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。</li> </ul>	<p><b>〈園舎面積〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98m<sup>2</sup>/人、乳児室は1.65m<sup>2</sup>/人、ほふく室は3.3m<sup>2</sup>/人)で可。</li> <li>・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420m<sup>2</sup>、1学級につき100m<sup>2</sup>増)で可。</li> </ul> <p><b>〈園庭の設置・面積〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3m<sup>2</sup>/人)で可。</li> <li>・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400m<sup>2</sup>、1学級につき80m<sup>2</sup>増)で可。</li> </ul> <p><b>〈園庭の設置・面積(代替地・屋上)〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。</li> </ul>
<p><b>【従前の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン</b>  <b>法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、従前の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員配置に関して、従前の幼保連携型認定こども園の配置基準(1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準)によることを認める。</li> <li>・設備に関して、従前の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、運営などについては、新設と同じ基準)</li> </ul>

# 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定について

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない(改正認定こども園法第6条)

中央教育審議会教育課程部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議での報告(平成26年1月16日)を踏まえ、4月30日に関係大臣告示(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)

教育・保育要領解説を作成・公表

(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-youho-k.pdf>)

## 基本的な考え方

### ○幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性

- ・環境を通して行う教育及び保育を基本
- ・健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成
- ・養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定

### ○小学校における教育との円滑な接続

- ・乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う
- ・小学校児童との交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図る

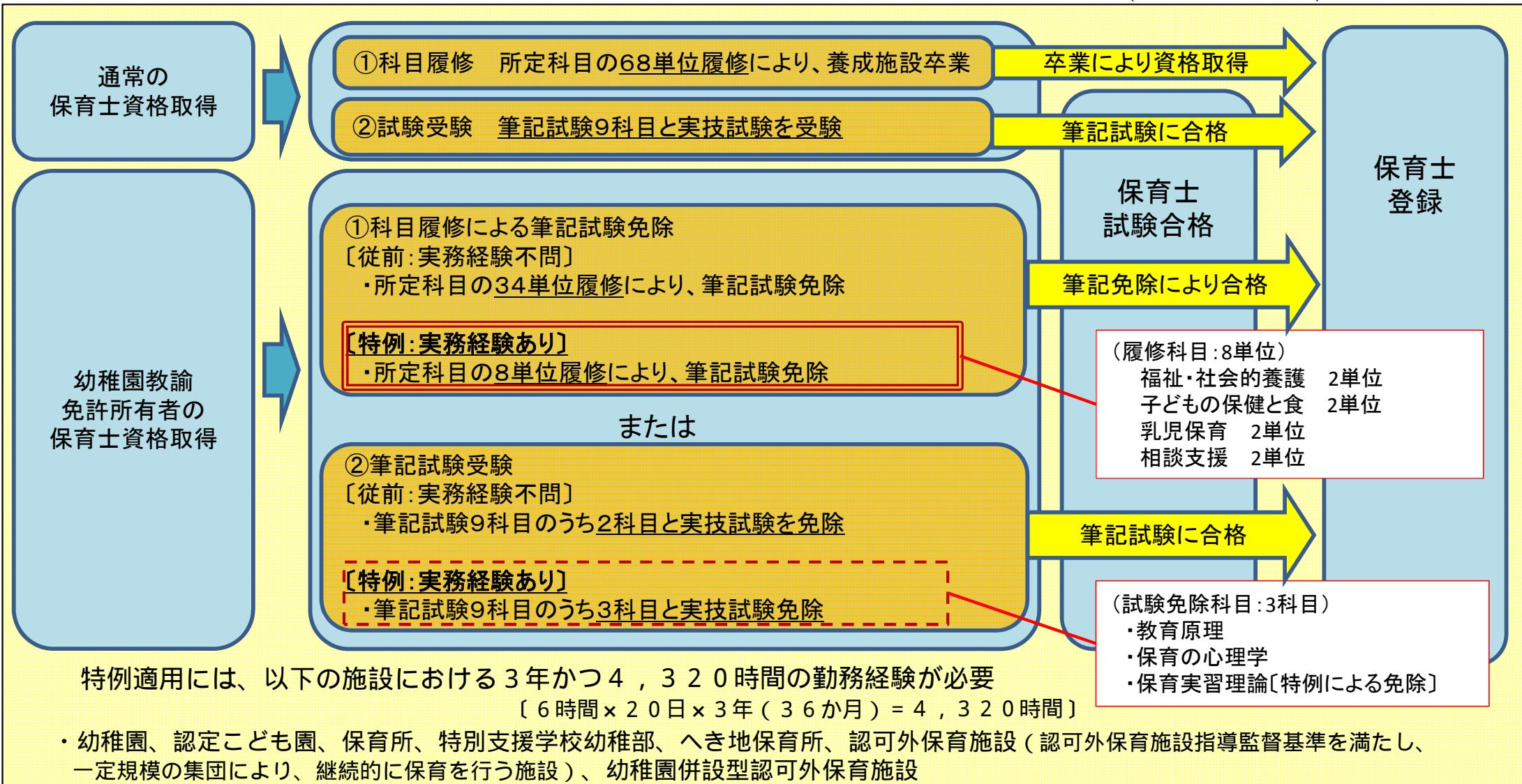
### ○認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮

- ・0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を発達の連續性を考慮して展開
- ・生活の連續性や生活リズムの多様性に配慮し、在園時間・入園時期・登園日数の違いを踏まえ、一人一人の状況に応じて工夫
- ・環境の構成の工夫について、満3歳未満と満3歳以上の園児のそれぞれを明示

# 保育士資格の取得の特例の概要

幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

保育所で働く保育士の75%が幼稚園教諭免許を併有  
新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



特例制度を活用して円滑に保育士資格を取得できるための環境を総合的に整備(平成26年度試験から実施)

- ・申請機会を年2回にする(4~5月、10月に申請可)
- ・申請の手数料を2,400円に引き下げ
- ・合格通知の発送を早期化(4~5月申請の場合7月、10月申請の場合12月に通知)
- ・保育士養成施設における受講料を補助(最大10万円補助)

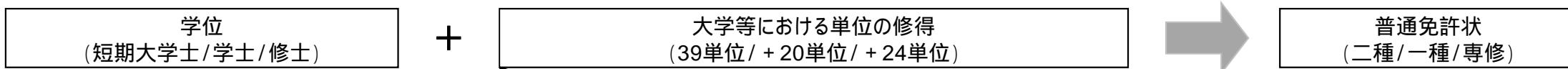
# 幼稚園免許状取得の特例の概要

(目的)

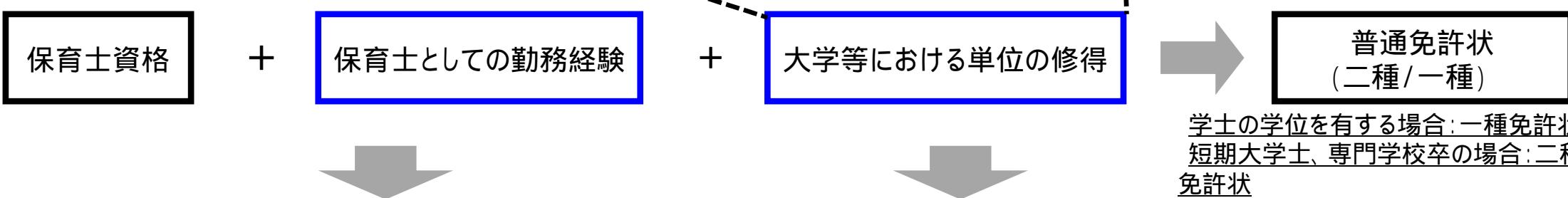
保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：76%

新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例  
保育士資格の特例については厚生労働省において検討

[通例: 大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合]



【今回の特例措置】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



学士の学位を有する場合: 一種免許状  
短期大学士、専門学校卒の場合: 二種  
免許状

3年かつ4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外  
保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基  
準」を満たす認可外保育施設

(メルクマール)

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記～を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

+

8単位

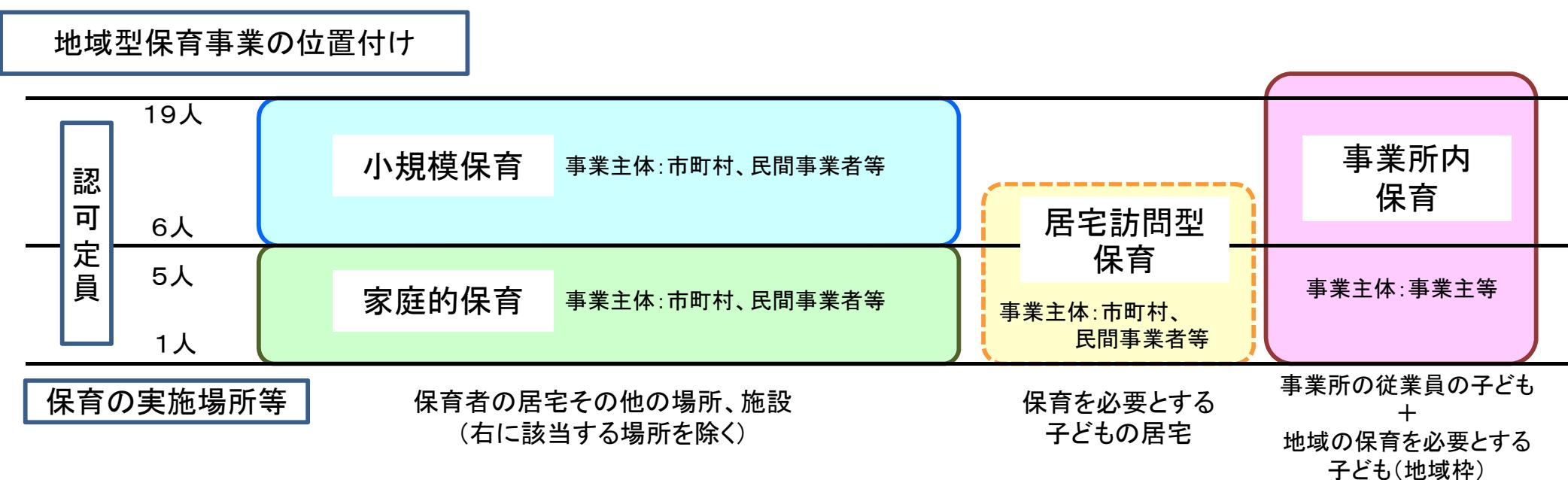
(内訳)

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| ・教職の意義及び教員の役割              | 2単位 |
| ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) |     |
| ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項      | 2単位 |
| ・教育課程の意義及び編成の方法            | 1単位 |
| ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術        | 2単位 |
| ・幼児理解の理論及び方法               | 1単位 |

## ・地域型保育事業

# 地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。
  - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
  - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
  - ◇居宅訪問型保育
  - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。



# 地域型保育事業の認可基準について

## 小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）、B型（中間型）の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1／2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1／2以上保育士 保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 保育士以外には研修実施	家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65m <sup>2</sup> ほふく室 1人当たり3.3m <sup>2</sup> 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98m <sup>2</sup>	0歳・1歳児 1人当たり3.3m <sup>2</sup> 2歳児 1人当たり1.98m <sup>2</sup>	0歳・1歳児 1人当たり3.3m <sup>2</sup> 2歳児 1人当たり1.98m <sup>2</sup>	0歳～2歳児 いずれも1人3.3m <sup>2</sup>
待遇等	給食	自園調理 公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

## 家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

### <主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
設備・面積	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
処遇等	給食	0歳～2歳児 1人当たり3.3m <sup>2</sup>	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

# ・保育の必要性の認定・確認制度

# 保育の必要性の認定について

## 1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

## 2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

### 新制度施行前の「保育に欠ける」事由

以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

昼間労働することを常態としていること(就労)

妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)

疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)

同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)

震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること  
(災害復旧)

前各号に類する状態にあること。(その他)

### 新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)

妊娠、出産

保護者の疾病、障害

同居又は長期入院等している親族の介護・看護

・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

災害復旧

求職活動 ・起業準備を含む

就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む

虐待やDVのおそれがあること

育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

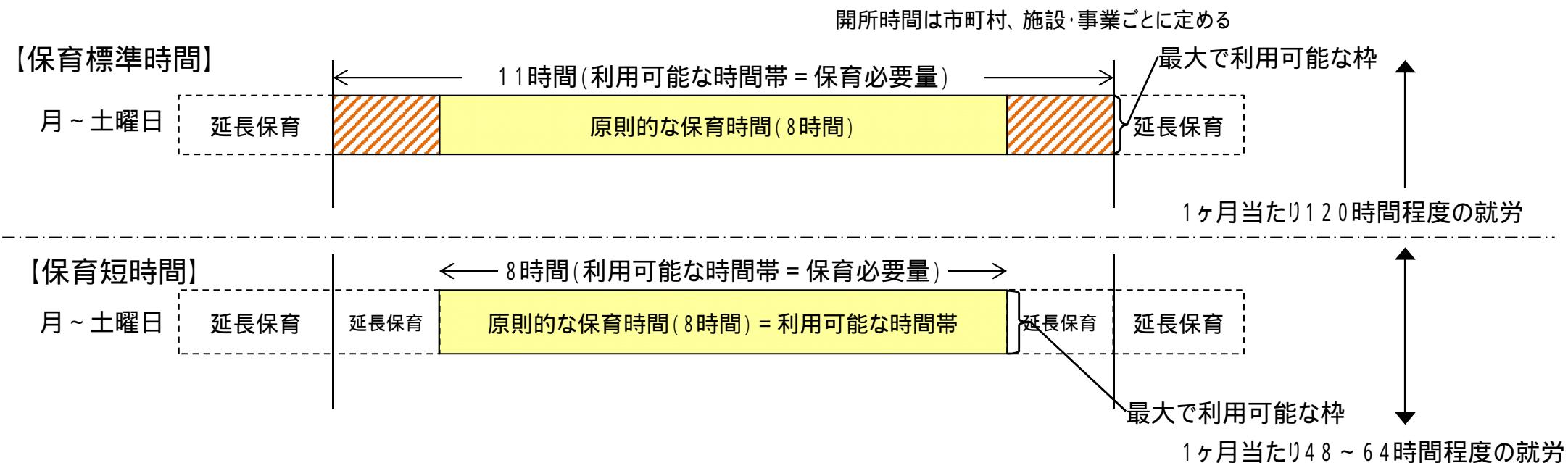
その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



# 保育の必要性の認定について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようとする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ] (一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

# 保育の必要性の認定について

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

## ①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

## ②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

## ③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

## 保育の必要性認定・指標(優先順位)づけ

<保育標準時間>

Aグループ(10点)

○○ ○○

□□ □□

.....

計 X人

Bグループ( 9点)

△△ △△

□□ ○○

.....

計 Y人

保育短時間も同様



利用調整へ

# 共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する場合の支給認定等

保護者の利用希望等	支給認定の申請	通常の教育時間	預かり保育
●幼稚園等 <sup>1</sup> のみを希望	1号(入園内定施設を通じて申請)	施設型給付(1号)の対象	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園等と保育所等<sup>2</sup>の両方を希望(併願)           <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用調整の結果、入所待機となつたため、併願し内定していた幼稚園に入園</li> <li>②利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園が最も希望に合致したため、幼稚園に入園</li> </ul> </li> <li>●保育所等のみを希望           <ul style="list-style-type: none"> <li>③通園可能な域内に保育所等がなかつたため、幼稚園の利用を申し込んで入園</li> <li>④利用調整の結果、入所待機となつたため、幼稚園の利用を申し込んで入園</li> </ul> </li> </ul>	2号	特例施設型給付(2号)の対象	
保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②転居により保育所等から転園	既に受けている2号認定をそのまま活用		一時預かり事業



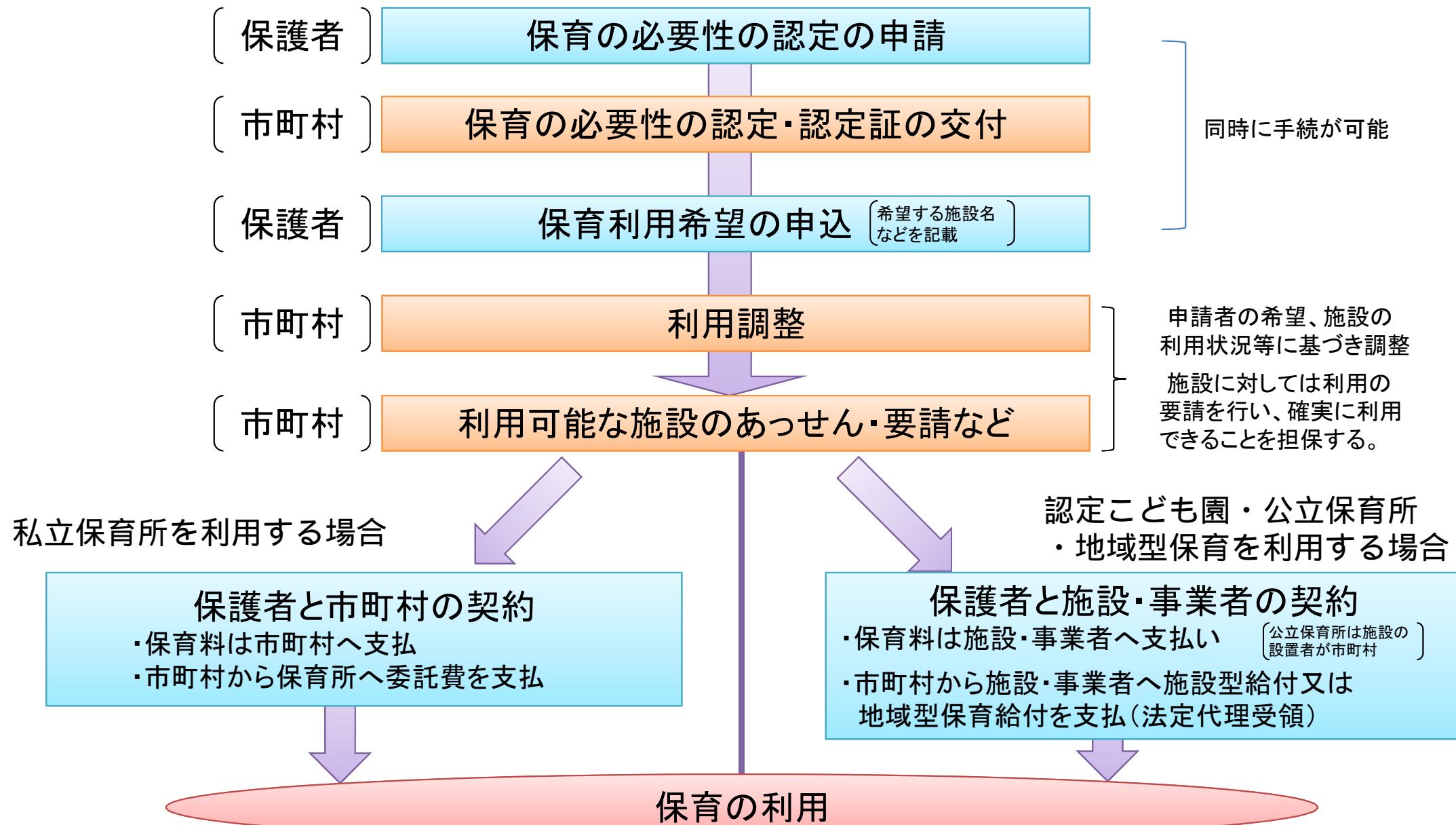
入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認。希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。

1 幼稚園等：幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定(1号認定)の利用定員)

2 保育所等：保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定(2号認定)の利用定員)

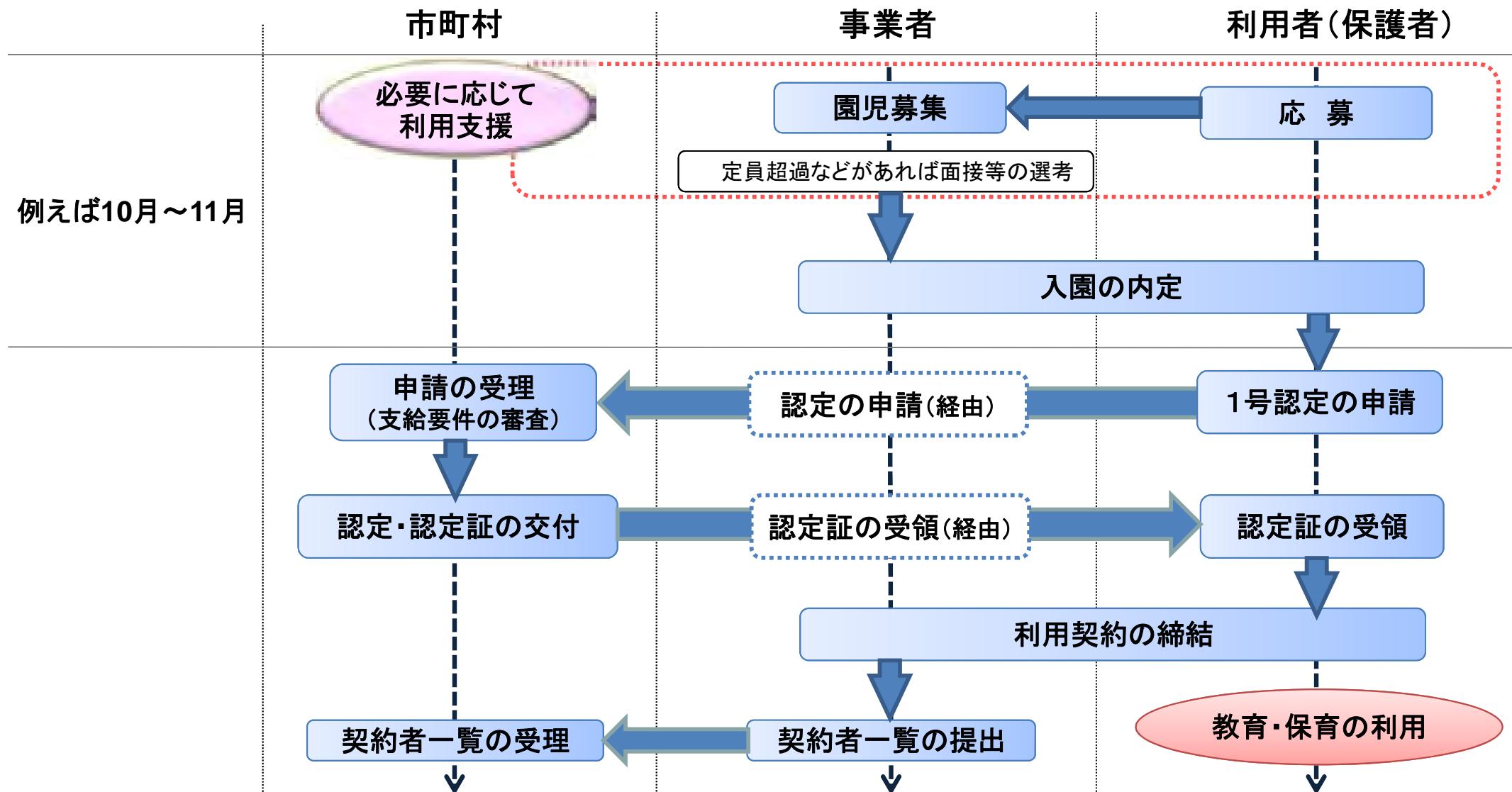
# 新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児福法附則第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



# 教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続

- 教育標準時間認定(1号認定)については、施設(幼稚園・認定こども園)を利用するに当たって、保護者が市町村に認定申請を行い、支給認定及び支給認定証の交付を受けることが必要となる。
  - \* 保護者の就労状況等の提出・審査は要さない。
  - \* 市町村による利用調整(児童福祉法)の対象ではないが、利用のあっせん(子ども・子育て支援法)の対象。
- 市町村・保護者の事務負担軽減や従前の園児募集との整合性の観点から、幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設を通じて、市町村に認定申請を行い支給認定証の交付を受ける手続を基本とする。



# 確認制度について

## 【確認主体について】

給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。

市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。

教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする（幼稚園は適用なし）。

利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定する。

利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。

- ・恒常に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
- ・恒常的な利用定員の超過については、定員弾力化の措置や、給付の減算措置等により対応。

施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があつたものとみなす。  
私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出

## 【対象施設・事業について】

### 〔法人格〕

教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。

施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。

地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

### 〔運営基準の遵守〕

施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。

さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。

運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

### 〔辞退〕

対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。  
施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

## 確認制度について（運営基準）

○ 市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定している主な事項は以下のとおり。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・内容・手続きの説明、同意、契約</li><li>・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)</li><li>・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</li><li>・支給認定証の確認、支給認定申請の援助</li></ul>
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li><li>・子どもの心身の状況の把握</li><li>・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)</li><li>・連携施設との連携(地域型保育事業のみ)</li><li>・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)</li><li>・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)</li><li>・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)</li></ul>
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示</li><li>・秘密保持、個人情報保護</li><li>・非常災害対策、衛生管理</li><li>・事故防止及び事故発生時の対応</li><li>・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)</li><li>・苦情処理</li><li>・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等)</li><li>・記録の整備</li></ul>
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)</li></ul>

## 確認制度について（情報公表）

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定(都道府県が公表)。

分類		主な事項
基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"><li>・名称、所在地、代表者の氏名等</li></ul>
	施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の種類(幼稚園、保育所、認定こども園)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)</li><li>・名称、所在地等</li><li>・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)</li><li>・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等)</li><li>・職員1人当たりの子ど�数</li><li>・利用定員、学級数、在籍子ど�数</li><li>・開所時間等 など</li></ul>
運営情報		<ul style="list-style-type: none"><li>・施設、事業の運営方針</li><li>・教育・保育の内容・特徴</li><li>・選考基準</li><li>・給食の実施状況</li><li>・相談、苦情等の対応のための取組状況</li><li>・自己評価等の結果</li><li>・事故発生時の対応 など</li></ul>

## ・公定価格・利用者負担

# 公定価格について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

私立保育所に対しては、委託費として支払う。

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

（子ども子育て支援法 27条、29条等）

「給付費」 = 「公定価格」 - 「利用者負担額」

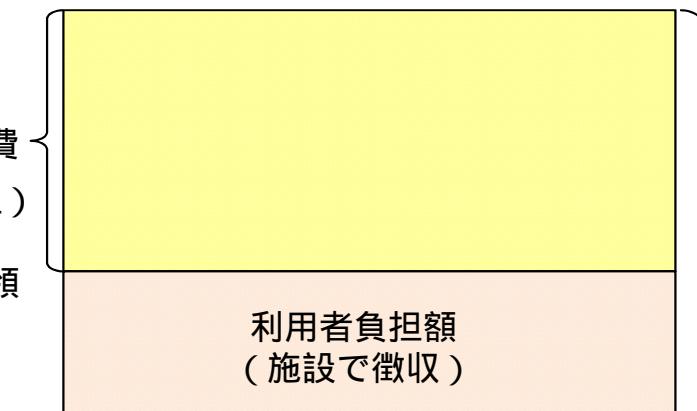
この基本構造は委託費も同様。

市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

## 【イメージ】

### 施設型給付

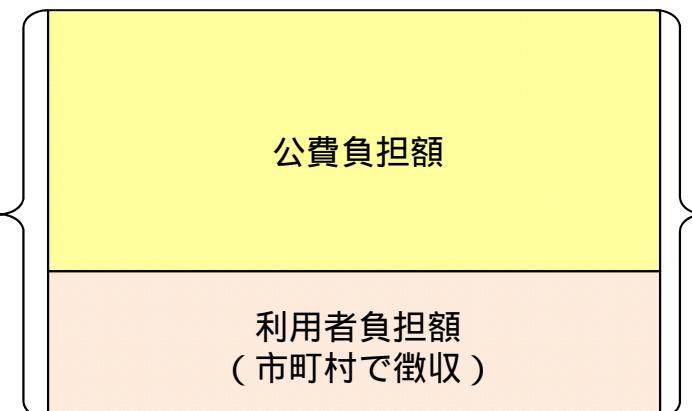
施設型給付費  
(公費で負担)  
||  
法定代理受領



### 委託費

公費負担額

委託費として  
支払い



# 公定価格の骨格（全体イメージ）

幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従前の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定。

本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の向上項目を基に作成。質の向上項目等に必要な1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の向上項目についても更なる充実が図られていいくことになる。

## 基本額（1人当たりの単価）

- 共通要素：地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素：人件費、事業費、管理費

## 各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

### <教育標準時間（1号）認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
/ 100 地域	人 ~ 人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

事務職員(2日分)追加

### <保育標準時間・短時間（2号・3号）認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/ 100 地域	人 ~ 人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
	人 ~ 人	3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

保育標準時間：保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加  
研修代替要員費を追加

赤字下線部分は「質の向上」による事項

## 主な加算(例)

- 職員配置加算(3歳児)  
主幹教諭等専任加算  
(+子育て支援活動費)
- 待遇改善等加算  
小学校接続加算  
第三者評価受審加算  
除雪費加算  
降灰除去費加算

円  
円  
円  
+ \_\_\_ % (加算率・3%充実)

円  
円  
円  
円  
円  
円

## 主な加算(例)

- 職員配置加算(3歳児)  
主任保育士専任加算  
(+子育て支援活動費)
- 待遇改善等加算  
小学校接続加算  
第三者評価受審加算  
減価償却費等加算  
除雪費加算  
降灰除去費加算

円  
円  
円  
+ \_\_\_ % (加算率・3%充実)

円  
円  
円  
円  
円  
円

## 教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

## 幼稚園の場合

## 従前水準ベース

## 基本額

- 人件費 [教諭の配置基準]

  - ・園長
  - ・教諭(年齢別学級編制確保分含む)
  - ・学校職員
  - ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費

➤ 管理費

  - ・事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等

➤ 事業費

  - ・教材費等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
    - 事務負担への対応
    - • 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
    - 満3歳児( )の教諭配置加算(6:1)
    - 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
    - チーム保育加配加算
    - 通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
    - 処遇改善等加算
  - 主に管理費
    - <事業の実施状況に応じて加算>
      - 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
      - 施設機能強化推進費加算
    - <幼稚園等の所在地域に応じて加算>
      - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応するもの

- 主に人件費
    - 職員配置の改善
      - 3歳児の配置改善(20:1 → 15:1)
    - 職員待遇の改善(+3%)
      - 处遇改善等加算を充実
    - 地域の子育て支援・療育支援
      - 主幹教諭等を専任化するための職員を加配
      - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
      - 子育て支援に係る事務経費
    - 栄養士の配置(嘱託)
  - 主に管理費
    - 小学校との接続改善(保幼小連携)
    - 第三者評価の受審費用

調整

- 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する児童をいう。

# 保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

保育所の場合

## 従前水準ベース

### 基本額

【保育士の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

#### ▶人件費

- ・保育士
- ・調理員
- ・非常勤職員(嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費

#### ▶管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

#### ▶事業費

- ・給食材料費、保育材料費等

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

#### ▶人件費

- 保育認定の2区分に応じた対応
  - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加

#### □研修の充実

- ・研修機会確保のための代替要員費を追加

## 加算額

#### ▶主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・所長設置加算
- ・事務職員雇上費加算
- ・主任保育士専任加算
- ・夜間保育加算
- ・処遇改善等加算
- ・入所児童処遇特別加算

#### ▶主に管理費

<事業の実施状況に応じて加算>

- ・施設機能強化推進費

<保育所等の所在地域に応じて加算>

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

## 調整

▶常態的に土曜日閉所する場合

等

## 加算により対応するもの

#### ▶主に人件費

##### □職員配置の改善

- ・3歳児の配置改善(20:1 → 15:1)

##### □職員待遇の改善(+3%)

- ・待遇改善等加算を充実

##### □休日保育の充実

- ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)

##### □地域の子育て支援・療育支援

- ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
- ・子育て支援に係る事務経費

##### □栄養士の配置(嘱託)

#### ▶主に管理費

##### □減価償却費、賃借料等への対応

##### □小学校との接続改善(保幼小連携)

##### □第三者評価の受審費用

# 認定こども園に関する公定価格の骨格(全体イメージ)

認定こども園の認可基準等を基に、「質の向上」を反映した上で、教育標準時間(1号)、保育標準時間・短時間(2号)において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定。

## 基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素 : 地域区分別(8区分)、利用定員別(18区分)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素 : 人件費、事業費、管理費

## 各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

### <教育標準時間(1号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
/ 100 地域	人 ~ 人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

### <保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/ 100 地域	人 ~ 人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

赤字下線部分は「質の向上」による事項

## 主な加算(例)

<u>職員配置加算(3歳児)</u> 待遇改善等加算 <u>小学校接続加算</u> <u>第三者評価受審加算</u> <u>減価償却費等加算</u> 除雪費加算 降灰除去費加算	+ __ % (加算率・ <u>3%充実</u> )	円 円 円 円 円 円 円
--	----------------------------	---------------------------------

保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加(2・3号のみ)  
研修代替要員費を追加(2・3号のみ)  
事務職員(2日分)追加(共通)  
主幹保育教諭等専任化、子育て支援活動費を追加(共通)

# 認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

・青字: 幼稚園と共に項目

・赤字: 保育所と共に項目

・黒字: 幼稚園及び保育所と共に項目

## 従前水準ベース

### 基本額

#### ▶ 人件費

- ・園長
- ・保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
- ・調理員、学校職員
- ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費

#### ▶ 管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

#### ▶ 事業費

- ・給食材料費、教材費等

### 【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

### 加算額

#### ▶ 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・満3歳児( )の教諭配置加算(6:1)
- ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
- ・チーム保育加配加算
- ・通園送迎、給食実施加算
- ・夜間保育加算
- ・入所児童処遇特別加算
- ・処遇改善等加算

#### ▶ 主に管理費

##### <事業の実施状況に応じて加算>

- ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
- ・施設機能強化推進費

##### <所在地域に応じて加算>

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

等

### 調整

#### ▶ 常態的に土曜日閉所する場合

#### ▶ 配置基準を満たさない場合(経過措置)

等

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

#### ▶ 人件費

##### □ 保育認定の2区分に応じた対応

- ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加

##### □ 研修の充実

- ・研修機会確保のための代替要員費を追加

##### □ 地域の子育て支援・療育支援

- ・主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
- ・子育て支援に係る事務経費

##### □ 事務負担への対応

- ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

認定こども園  
では実施義務

### 加算により対応するもの

#### ▶ 主に人件費

##### □ 職員配置の改善

- ・3歳児の配置改善(20:1 → 15:1)

##### □ 職員処遇の改善(+3%)

- ・処遇改善等加算を充実

##### □ 休日保育の充実

- ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)

##### □ 地域の子育て支援・療育支援

- ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配

##### □ 栄養士の配置(嘱託)

#### ▶ 主に管理費

##### □ 減価償却費、賃借料等への対応

##### □ 小学校との接続改善(保幼小連携)

##### □ 第三者評価の受審費用

「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

# 公定価格の骨格(地域型保育事業・全体イメージ)

## 基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素：地域区分別(8区分)、利用定員別、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素：人件費、事業費、管理費

## 各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

事業所内保育事業:8区分、小規模型保育事業:2区分、家庭的保育・居宅訪問型保育:なし

## <保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

赤字下線部分は「質の向上」による事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/100 地域	人 ~ 人	3号	1・2歳児(6:1) 0歳児(3:1)	円 <u>+ 1注</u>	円
				円	円

注：小規模保育A型・B型(事業所内保育の小規模型)

連携施設の経費を追加(加算による対応もあり)

研修代替要員費を追加  
(加算による対応もあり)

主な加算(例)	円
保育士比率向上加算	円
<u>障害児受入加算</u>	円
待遇改善等加算	円
<u>第三者評価受審加算</u>	円
<u>減価償却費等加算</u>	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

## <参考>各事業の職員配置基準

小規模型保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
A型	B型	C型			
保育士	保育士、保育士以外の保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様	居宅訪問型保育者
1・2歳児 3:1 0歳児 6:1	A型と同様 1/2以上は保育士	3:1 補助者を置く場合は5:2	3:1 補助者を置く場合は5:2	定員19名以下 小規模保育(A・B型)と同様	1:1

# 家庭的保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

## 従前水準ベース

### 基本額

#### ▶ 人件費

- ・家庭的保育者
- ・非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医、嘱託歯科医)雇上費

#### ▶ 管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

#### ▶ 事業費

- ・給食材料費、保育材料費等

### 加算額

#### ▶ 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・資格保有者加算
- ・家庭的保育補助者加算
- ・処遇改善等加算
- ・家庭的保育支援加算

利用児童が3名以下の場合、事務職員との重複  
は調整

#### ▶ 主に管理費

<事業の実施状況に応じて加算>

- ・施設機能強化推進費

<保育所等の所在地域に応じて加算>

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

### 調整

#### ▶ 常態的に土曜日に行わない場合

#### ▶ 給食を提供しない場合(経過措置)

#### ▶ 連携施設を設定しない場合(経過措置)

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

#### ▶ 管理費

- 家庭的保育の体制強化
  - ・連携施設に係る経費

### 加算により対応するもの

#### ▶ 主に人件費

- 保育認定の2区分に応じた対応
  - ・非常勤保育士(3時間)を追加
- 研修の充実
  - ・研修機会確保のための代替要員費を追加
- 職員処遇の改善(+3%)
  - ・処遇改善等加算を充実
- 連携施設に係る経費
  - ・保育者が原則1名であることから、研修代替保育等への対応
- 障害児保育加算
  - ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に家庭的保育補助者1人を加配
- 栄養士の配置(嘱託)

#### ▶ 主に管理費

- 減価償却費、賃借料等への対応
- 第三者評価の受審費用

# 小規模保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

## 従前水準ベース

### 基本額

#### ▶ 人件費

- ・保育従事者(保育士、家庭的保育者等)
- ・非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費

#### ▶ 管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

#### ▶ 事業費

- ・給食材料費、保育材料費等

### 加算額

#### ▶ 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・管理者設置加算
- ・保育士比率向上加算 管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整
- ・夜間保育加算
- ・処遇改善等加算

#### ▶ 主に管理費

##### <事業の実施状況に応じて加算>

- ・施設機能強化推進費

##### <保育所等の所在地域に応じて加算>

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

### 調整

#### ▶ 常態的に土曜日閉所する場合

#### ▶ 給食を提供しない場合(経過措置)

#### ▶ 連携施設を設定しない場合(経過措置)

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

#### ▶ 人件費

- 小規模保育の体制強化
  - ・認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
- 保育認定の2区分に応じた対応
  - ・非常勤保育士(3時間)を追加 保育所の基準 + 1人となつていることから、延長保育基本分に相当する分については調整が必要
- 研修の充実
  - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

#### ▶ 管理費

- 小規模保育の体制強化
  - ・連携施設に係る経費

### 加算により対応するもの

#### ▶ 主に人件費

- 職員処遇の改善(+3%)
  - ・処遇改善等加算を充実
- 休日保育の充実
  - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
- 障害児保育加算
  - ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士等1人を加配
- 栄養士の配置(嘱託)

#### ▶ 主に管理費

- 減価償却費、賃借料等への対応
- 第三者評価の受審費用

# 事業所内保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

## 従前水準ベース

### 基本額

従業員枠については、地域枠の  
84%相当

#### ▶ 人件費

- ・保育従事者(保育士等)
- ・調理員
- ・非常勤職員(事務職員、嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費

#### ▶ 管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

#### ▶ 事業費

- ・給食材料費、保育材料費等

### 加算額

#### ▶ 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・管理者設置加算
- ・保育士比率向上加算
- ・夜間保育加算
- ・処遇改善等加算

管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整  
(19名以下の場合)

#### ▶ 主に管理費

##### <事業の実施状況に応じて加算>

- ・施設機能強化推進費

##### <保育所等の所在地域に応じて加算>

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

### 調整

#### ▶ 常態的に土曜日閉所する場合

#### ▶ 連携施設を設定しない場合(経過措置)

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

#### ▶ 人件費

- 小規模保育の体制強化(19名以下の場合のみ)
  - ・認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
- 保育認定の2区分に応じた対応
  - ・保育所又は小規模保育に準じて対応

#### □ 研修の充実

- ・研修機会確保のための代替要員費を追加

#### ▶ 管理費

- 小規模保育の体制強化(19名以下の場合)
  - ・連携施設に係る経費

### 加算により対応するもの

#### ▶ 主に人件費

- 職員待遇の改善(+3%)
  - ・処遇改善等加算を充実
- 休日保育の充実
  - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
- 障害児保育加算
  - ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士1人を加配
- 栄養士の配置(嘱託)

#### ▶ 主に管理費

- 第三者評価の受審費用

# 居宅訪問型保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

## 従前水準ベース

### 基本額

- 人件費
  - ・居宅訪問型保育者
- 管理費
  - ・事務管理費、保健衛生費、苦情解決対策費、事務経費(コーディネーター)等

### 加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
  - ・資格保有者加算
  - ・夜間保育加算
  - ・処遇改善等加算

### 調整

- 常態的に土曜日に行わない場合

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

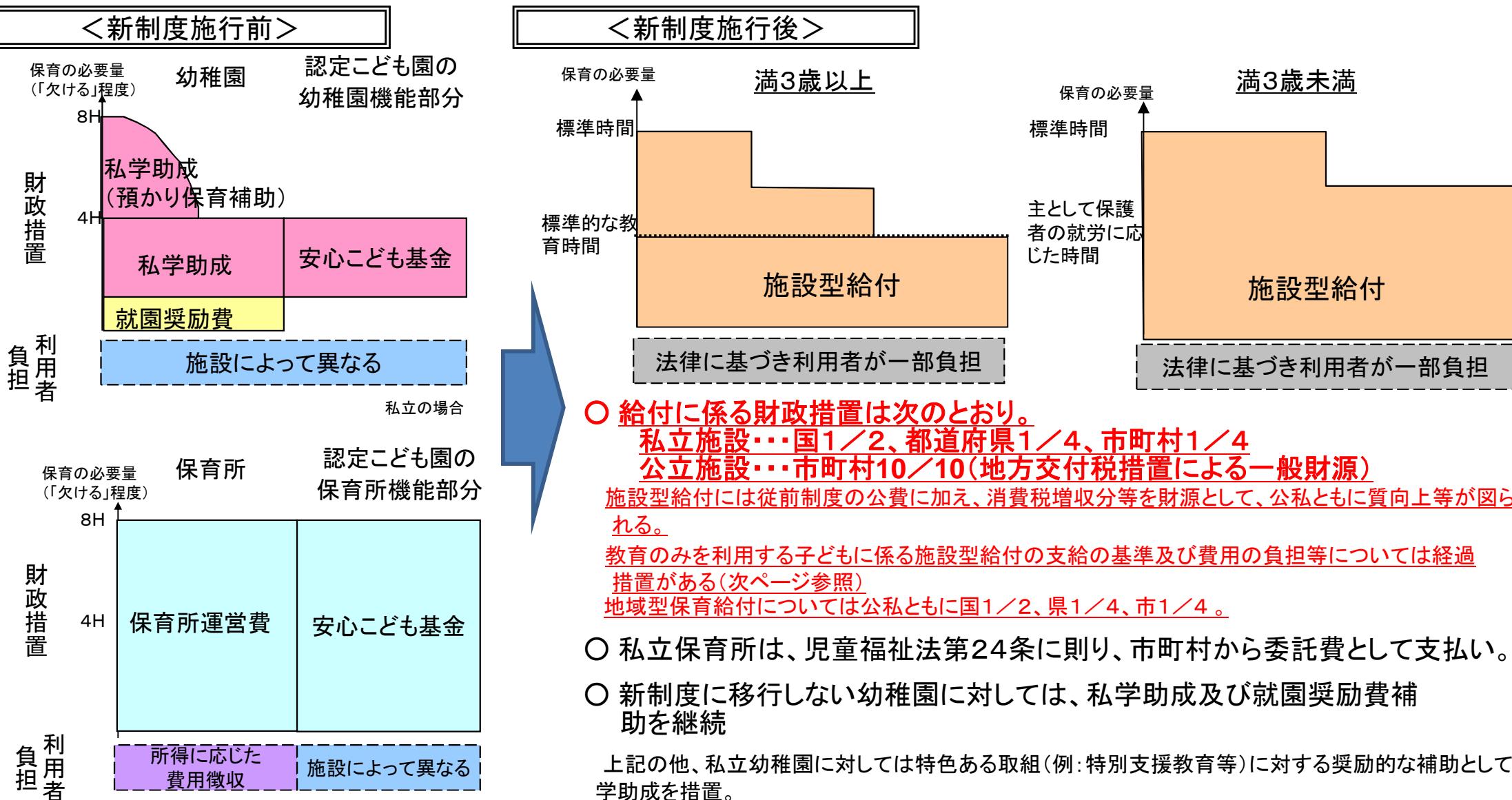
- 人件費
  - 研修の充実
    - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

### 加算により対応するもの

- 主に人件費
  - 職員待遇の改善(+3%)
    - ・待遇改善等加算を充実
  - 休日保育の充実(休日勤務に必要な人件費)
- 主に管理費
  - 連携施設に係る経費
    - ・障害児施設等によるバックアップを受ける場合
  - 第三者評価の受審費用

# 施設型給付の構造

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
  - 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
  - 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



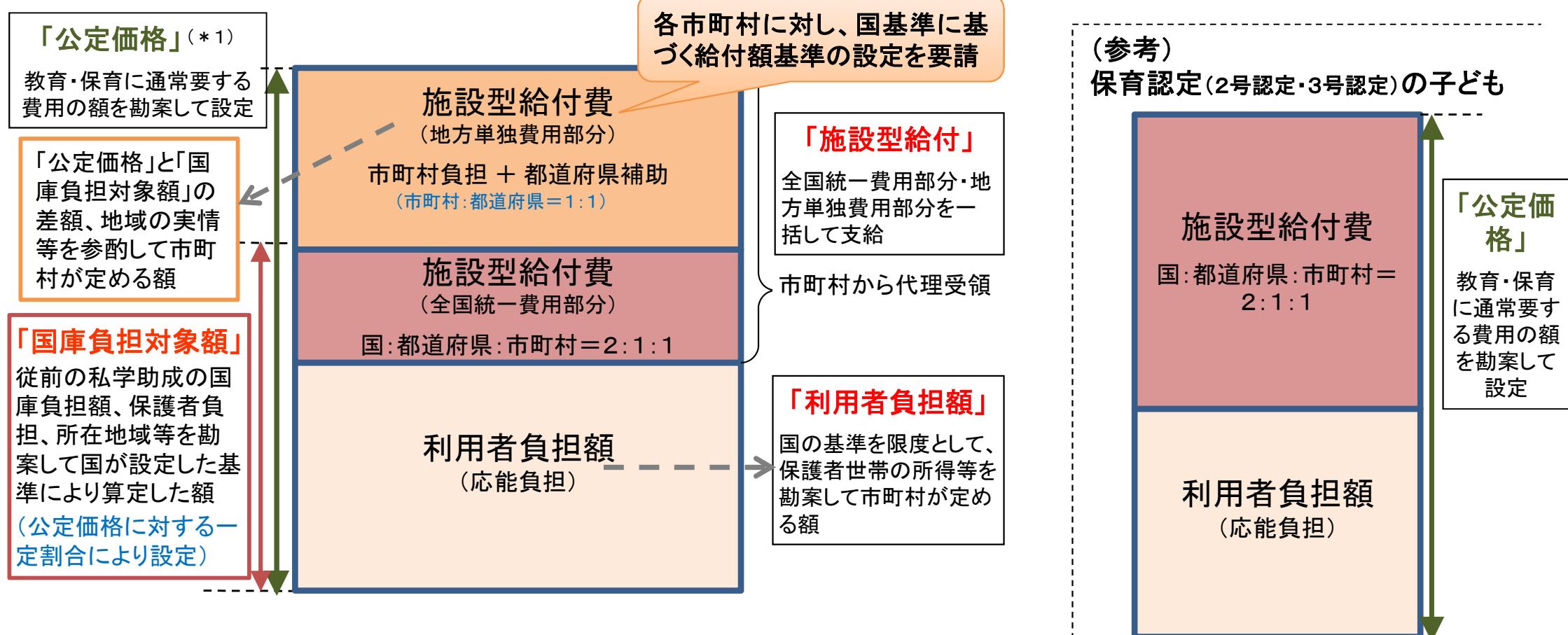
# 教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造（公定価格及び利用者負担）

- 教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国統一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)を組み合わせて施設型給付として一体的に支給することとされている。(子ども・子育て支援法附則9条)

「施設型給付費」 = 「公定価格」(通常要する費用) - 「利用者負担額」(応能負担)

うち 「施設型給付費」(全国統一費用部分) = 「国庫負担対象額」 - 「利用者負担額」

「施設型給付費」(地方単独費用部分) = 「公定価格」 - 「国庫負担対象額」



\* 1 国において「公定価格」(通常要する費用)を告示する。

# 私立幼稚園の新制度への円滑移行について

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

## 主な課題

市町村と幼稚園の関係構築、  
体制整備

計画に基づく  
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

施設型給付の適正な実施  
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

一時預かり事業(幼稚園型)  
の適正な実施

## 対応

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

- 標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議
- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議
- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3／4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

## 利用者負担について

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、新制度施行前の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

次頁以下にお示しした利用者負担は、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、新制度施行前の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。

- ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、新制度施行前の幼稚園就園奨励費を考慮
- ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、新制度施行前の保育所運営費による保育料設定を考慮

利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとし、具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）。

国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

# 平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

平成27年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

## 教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
生活保護世帯	0円
市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、給付単価を限度とする。

なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

## 保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
所得割課税額 397,000円以上	101,000 円	99,400円	104,000 円	102,400 円

満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

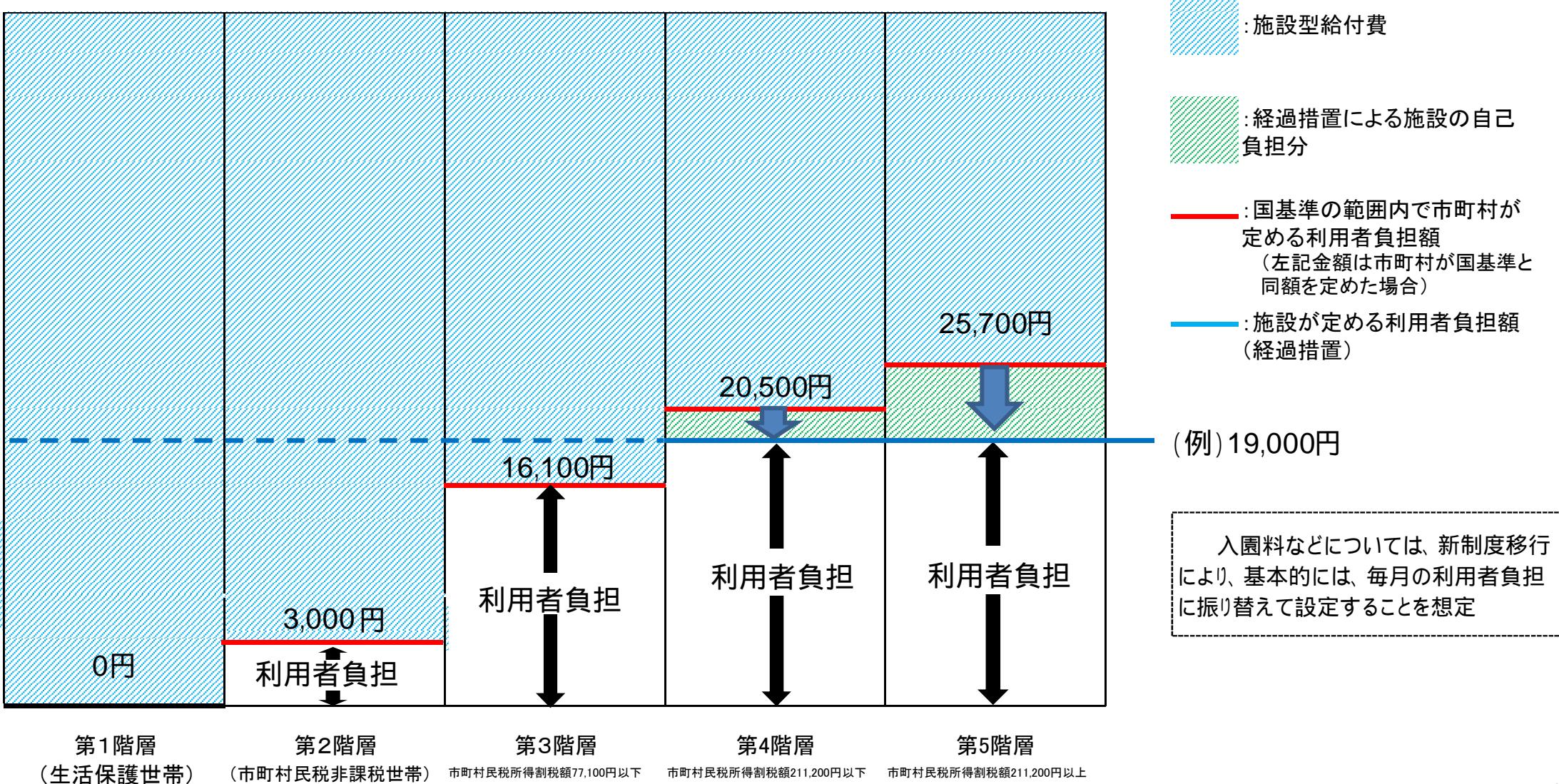
小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

ただし、給付単価を限度とする。

## 経過措置による対応（基本的なイメージ例）

○新制度移行時点で、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を設定している私立幼稚園・認定こども園については、一定の要件のもとで、新制度移行後も引き続き低い利用者負担額で徴収することを認める経過措置を講ずることとしている。5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本

(例)現在、保育料が毎月19,000円(入園料等も含めた毎月平均額)となっている私立幼稚園が経過措置を選択して、新制度移行後も毎月19,000円の利用者負担設定をする場合のイメージ



# 利用者負担に関する関係条文

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)

(利用者負担額等の受領)

### 第13条

- 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額…（中略）…の支払いを受けるものとする。
- 2 略
- 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
  - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
  - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
  - 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
  - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
  - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

### ※低額の保育料の取扱い

- 新制度の市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本

基本負担額

国基準を限度として世帯所得等を勘案して市町村が定める額（ ）

特定負担額

質向上の対価  
(いわゆる上乗せ徴収)

実費徴収

事前手続

使途・額・理由の書面明示、保護者への説明・同意が必要（上乗せ徴収は書面同意）

## ・地域子ども・子育て支援事業

# 地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

## ①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

## ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

## ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

## ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

## ⑤・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

### ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るために、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

## ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

## ⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

## ⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

## ⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

## ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

## ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

# 「利用者支援事業」について

## 事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

## 主な事業内容

### 総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

### 地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等



いずれかの類型を選択して実施。

「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態  
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)

「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 地域連携については、行政がその機能を果たす。  
(主として、行政機関の窓口等を活用。)

「母子保健型」：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態  
継続的な把握、支援プランの策定を実施  
(主として、保健所・保健センター等を活用。)

連絡調整、連携・協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、  
地域で必要な社会資源の開発等

### 利用者支援実施施設

(子育て親子の身近な場所)

個別ニーズの把握、  
情報集約・提供  
相談



子育て中の親子など

利用者支援専門員  
保健師等

保健・医療・福祉などの関係機関(役所、保健所、児童相談所 等)

保育所

幼稚園

認定こども園

放課後児童クラブ  
・児童館

教育・保育・保健その他の子育て支援の利用支援・援助  
(案内・アフターフォローなど)

ファミリー・サポート・  
センター

家庭児童相談  
(児相)

地域の保健師  
(保健所)

指定障害児  
相談支援  
事業所

## 子ども・子育て支援新制度の趣旨

- ・子ども・保護者の置かれている環境に応じ、
- ・保護者の選択に基づき、
- ・多様な施設・事業者から、
- ・良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保する。

## 車の両輪

### 市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。  
(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

- ・地域全体の子育て家庭のニーズ（潜在的ニーズも含む）を基に「需要」を見込む。
- ・需要に応じて、多様な施設や事業を組み合わせた、「供給」体制を確保。

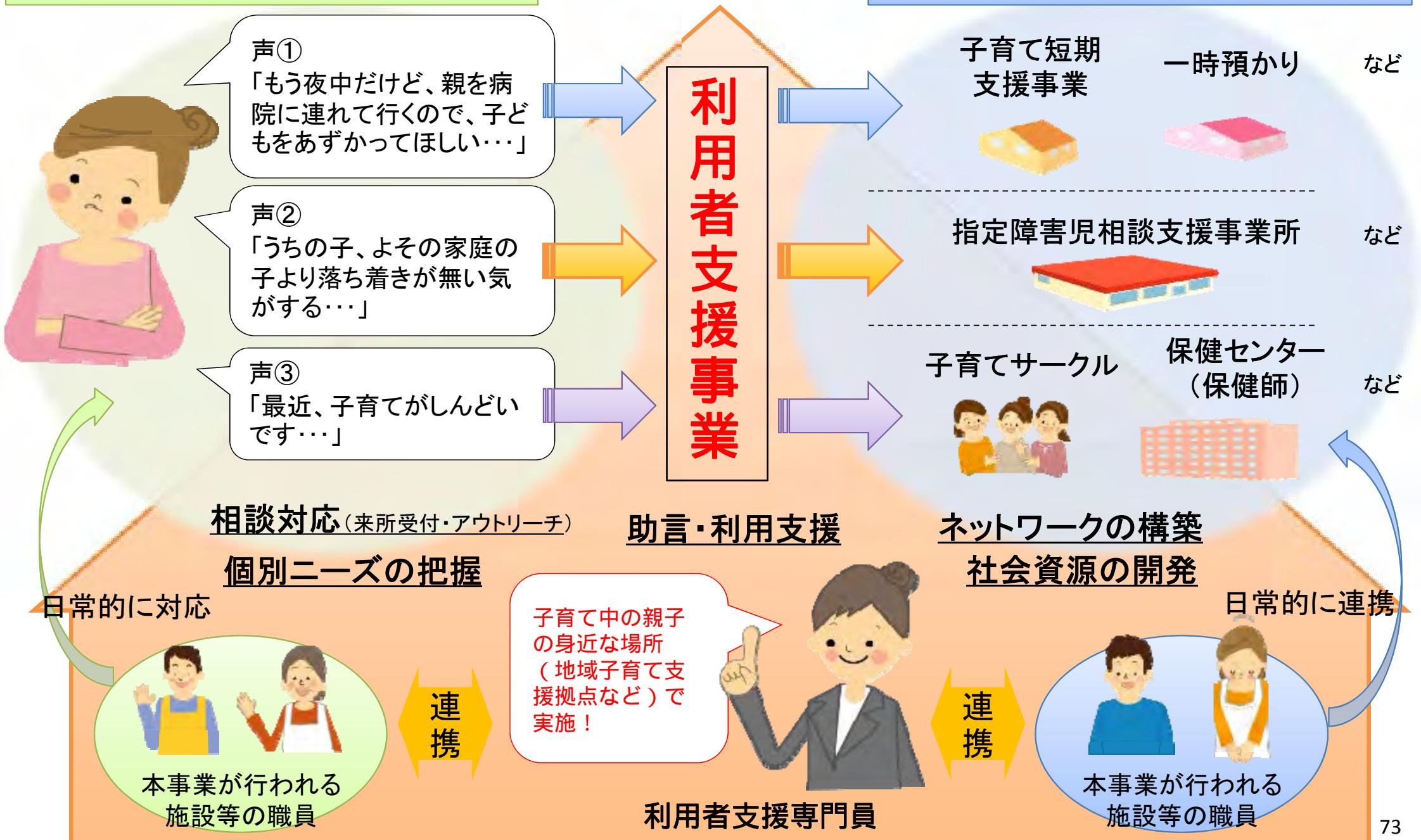
### 利用者支援事業

- ・個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援。（「利用者支援」）
- ・利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築、不足している社会資源の開発を実施。（「地域連携」）

地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現

# 利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

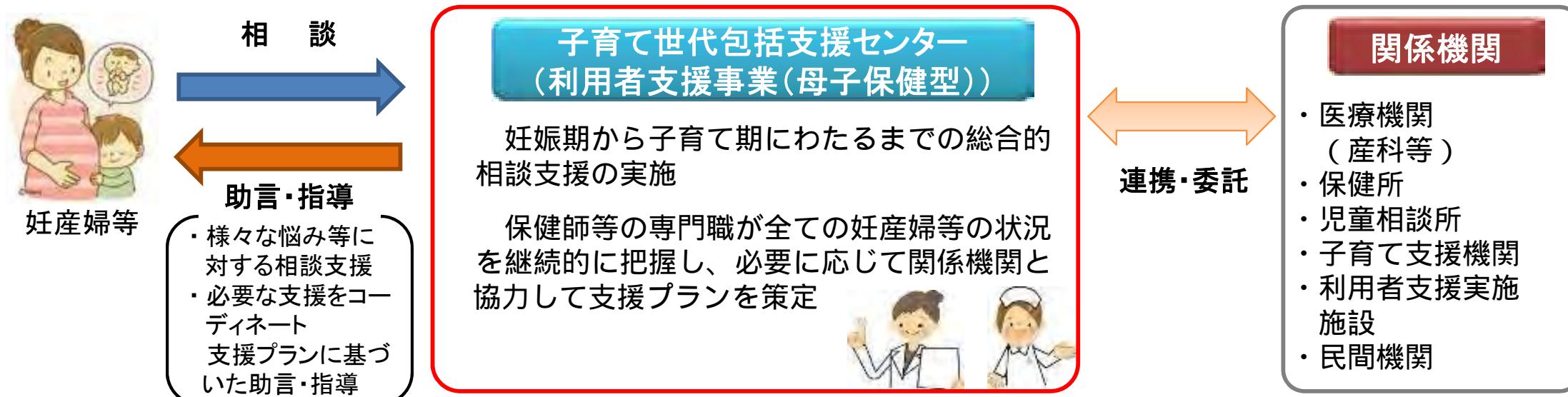


# 利用者支援事業(母子保健型)について

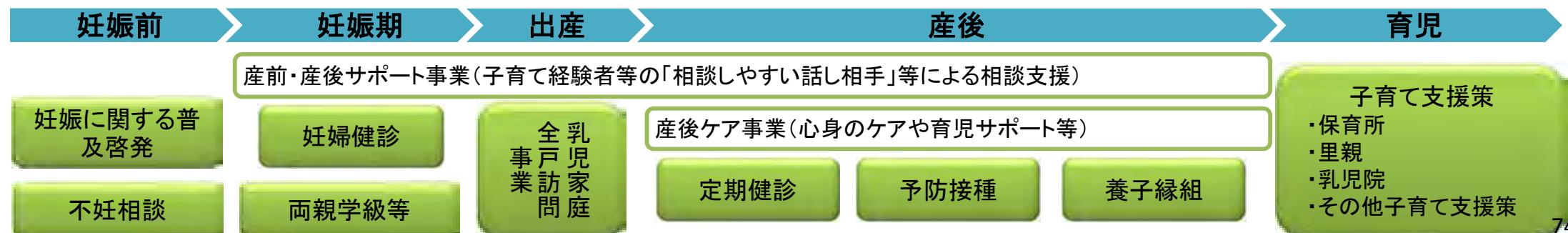
母子保健に関する相談にも対応するため、**利用者支援事業に「母子保健型」を新設し**、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する**ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を整備する。**

利用者支援事業の（母子保健型）については、**保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定**することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する。

平成26年度は、「妊娠・出産包括支援モデル事業」として実施。平成27年度からの本格実施にあたり、利用者支援事業に移行。



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



# 地域子育て支援拠点事業

## 背景

- ・3歳未満児の約7～8割は家庭で子育て
- ・核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・男性の子育てへの関わりが少ない
- ・児童数の減少

## 課題

- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供

### 地域子育て支援拠点

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

## 事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成25年度実施か所数  
(国庫補助対象分・少子化室調べ)

6,233か所

地域で子育てを支える



# 地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一括的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う</p> <p>・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設</p> <p>・地域支援の取組の実施(加算)            ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組            ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組            ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組            ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p>	<p>①～④の事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

# 妊婦健康診査について



## 根拠

- 母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

## 妊婦が受診することが望ましい健診回数

「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
- ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
- ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回  
( これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

## 公費負担の現状(平成25年4月現在)

- 公費負扱回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、全ての市区町村で実施

## 公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。(実施期限:平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行。

# 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

## 乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業) 【H25.4.1実施率95.3%】

### 訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

### 訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

### ケース対応会議

特に必要な  
ケース

## 要保護児童対策地域協議会 【設置率:98.9% (H25.4.1)】

## 調整機関 (養育支援訪問事業 中核機関)

## 養育支援訪問事業 【H25.4.1実施率:70.3%】

### 訪問内容

保護者の育児、家事等  
養育能力を向上させる  
ための支援

### 訪問者

保健師・助産師・看護師・保育士等

進行管理

扶養入浴等の問題の調査  
等

進行管理



連携

### ケース対応会議

## 母子保健法に基づく訪問事業

- ・利用者支援事業
  - ・妊娠・出産包括支援事業 等
- 要支援事例における対応

# 子育て短期支援事業

## 目的・概要

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

### (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	364か所	430か所	511か所	546か所	592か所	610か所	614か所	651か所	671か所	678か所

母子家庭以外の利用者も利用可能

### (2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	134か所	210か所	236か所	268か所	311か所	327か所	329か所	354か所	358か所	364か所

母子家庭以外の利用者も利用可能

# ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行したが、平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。

平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられている。

## ○相互援助活動の例

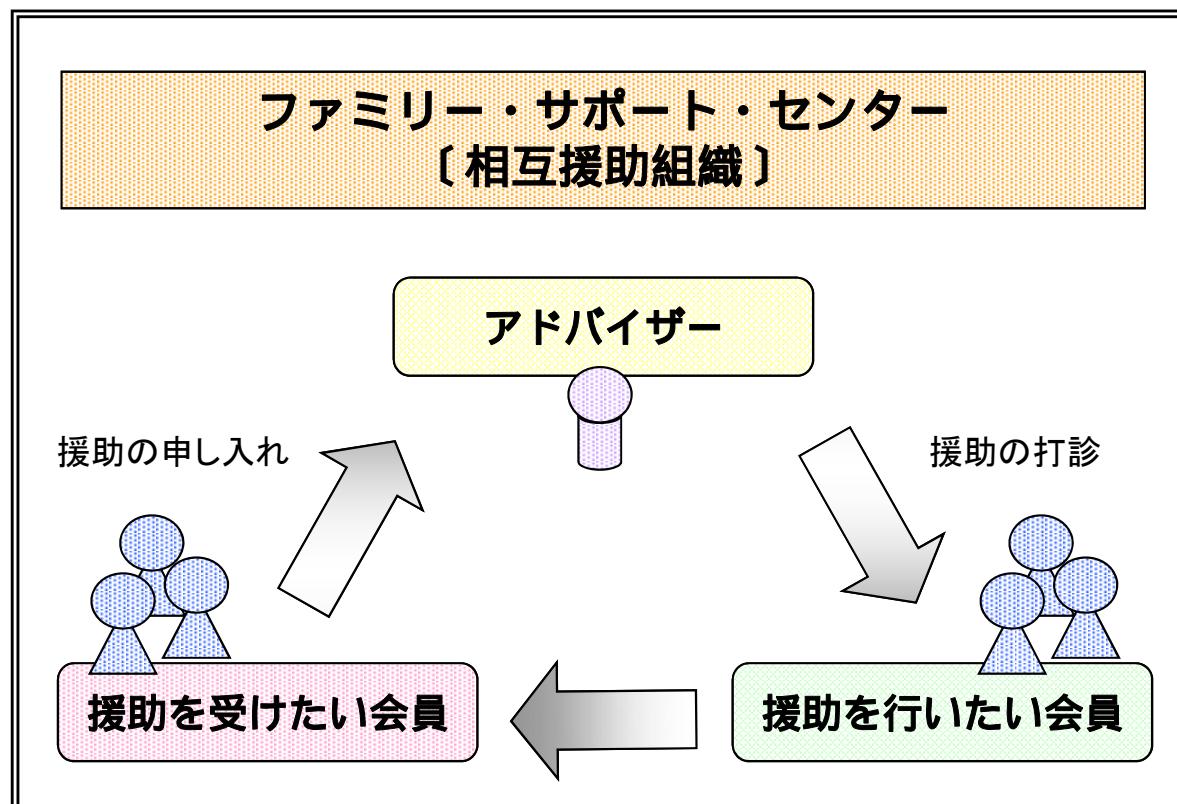
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応  
(平成21年度から)

## ○実施市区町村 ※平成25年度末実績( )は平成24年度末実績

- ・基本事業 738(699)市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 141(126)市区町村

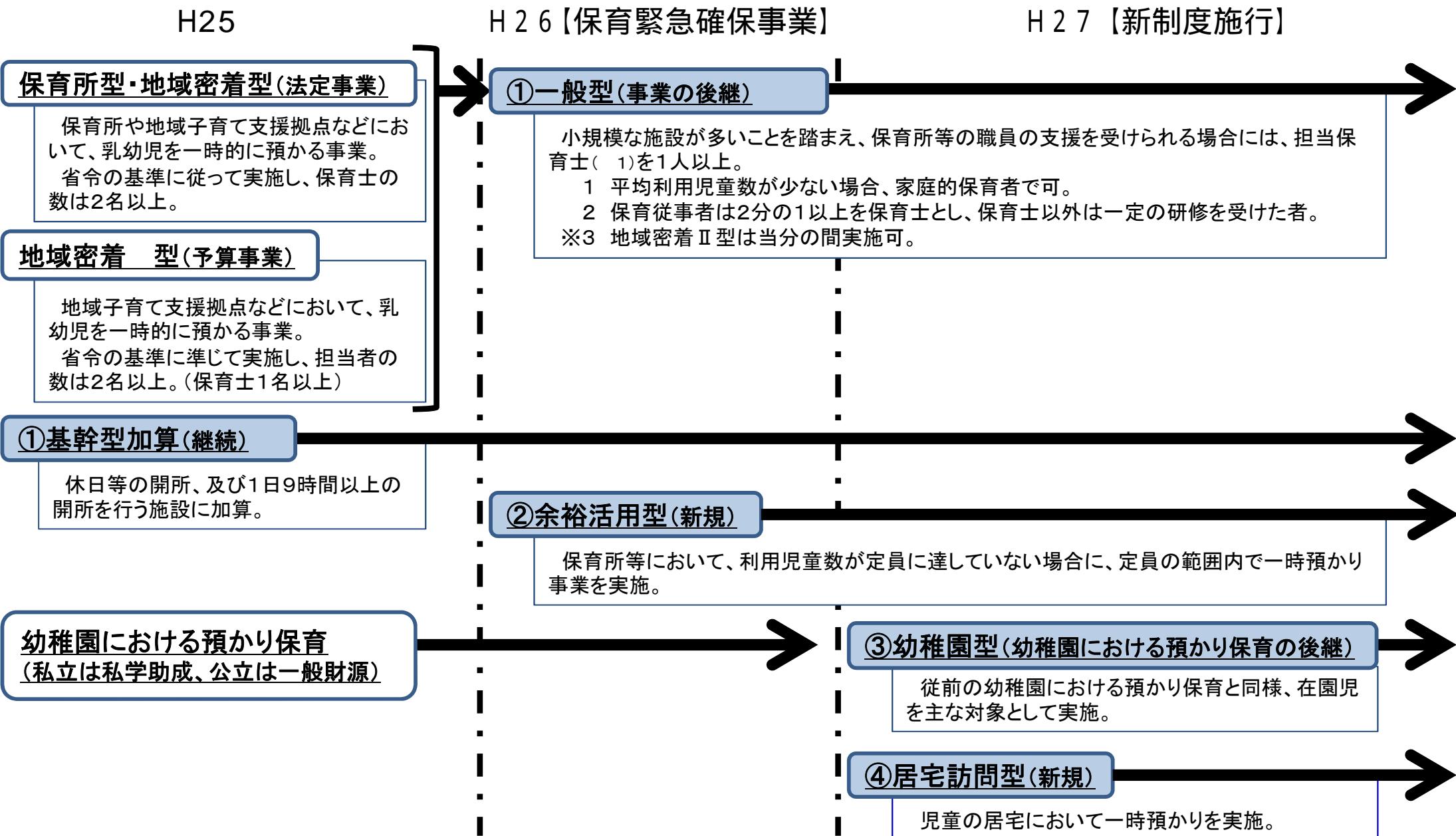
## ○会員数 ※平成25年度末現在( )は平成24年度末実績

- ・依頼会員(援助を受けたい会員) 466,287人(440,787人)
- ・提供会員(援助を行いたい会員) 123,173人(117,584人)



# 一時預かり事業について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るために下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

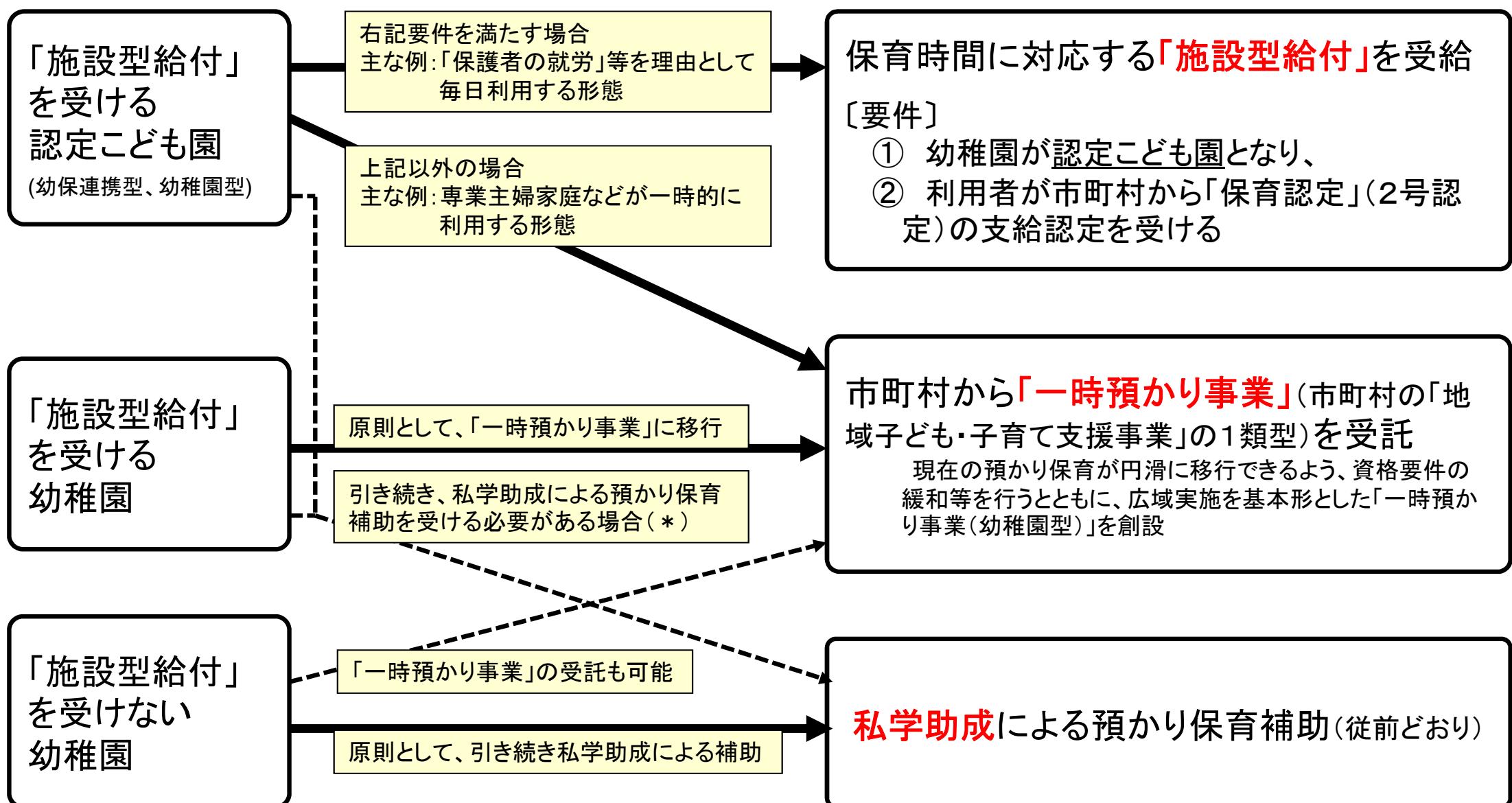


# 一時預かり事業（幼稚園型）について

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に行う「一時預かり事業(幼稚園型)」を創設

		「幼稚園型」の要件等												
実施主体	<u>市町村(子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施)</u>													
実施場所	<u>幼稚園又は認定こども園</u>													
対象児童	<p><u>主に在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)</u>  <u>保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育ともに一括して施設型給付の対象</u></p> <p><u>園児以外の子どもについては、一時預かり事業(一般型)により対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一施設において、幼稚園型(園児を対象)と一般型(園児以外を対象)を併せて実施可能 (この場合、それぞれの類型の基準を満たすことが必要)</li> <li>・ただし、園児以外の子どもの利用がごく少数の場合には、幼稚園型において、当該子どもの一時預かりを併せて実施することも可能</li> </ul>													
職員	職員数	<p>認可保育所と同じ</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> <p>2人以上の配置を求めるが、上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合で、かつ、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、<u>専任職員は1人で可</u> (※ 職員は常勤・非常勤を問わない)</p>	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1				
0歳児	3:1	1・2歳児	6:1											
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1											
資格	<u>保育士、幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者</u> <u>(ただし、担当職員の半数以上は、保育士又は幼稚園教諭)</u>													
設備・面積	保育室等	<p>認可保育所と同じ</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1. 98m<sup>2</sup>／人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1. 65m<sup>2</sup>／人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほふく室</td> <td>3. 3m<sup>2</sup>／人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>など</td> <td></td> </tr> </table> <p>通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可</p>	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1. 98m <sup>2</sup> ／人	2歳未満児	乳児室	1. 65m <sup>2</sup> ／人		ほふく室	3. 3m <sup>2</sup> ／人		など	
2歳以上児	保育室又は遊戯室	1. 98m <sup>2</sup> ／人												
2歳未満児	乳児室	1. 65m <sup>2</sup> ／人												
	ほふく室	3. 3m <sup>2</sup> ／人												
	など													
補助単価 (1人当たり日額)	<p>○在籍園児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本分:平日の教育時間前後(標準的には4時間(*)/日の実施を想定)及び長期休業日 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 年間延べ利用者数2,000人超 <b>400円</b> (*)各園の教育時間によって異なる</li> <li>- 年間延べ利用者数2,000人以下 <b>1,600千円／年間延べ利用者数－400円(10円以下切り捨て)</b></li> </ul> </li> <li>・休日分:土日祝日等(標準的には8時間/日の実施を想定) <b>800円</b></li> <li>・長時間加算:標準4時間/日(休日は標準8時間/日)を超える場合に加算 <b>100円</b></li> </ul> <p>○園児以外の子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8時間/日以下の利用 <b>800円</b></li> <li>・長時間加算:8時間/日を超える場合に加算 <b>100円</b></li> </ul>													
	<p>利用者の<u>居住市町村が園に委託等して実施</u>(当該市町村域外に所在する園も含む)することを基本とする (関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可) ※施設型給付と同様の形態</p>													
実施形態														

## 幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(\*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

# 延長保育事業について

## 1. 一般型

### (1) 実施場所

市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設

### (2) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所を利用する児童

## 2. 訪問型(新規)

### ○訪問型の創設について

居宅訪問型保育事業利用児童の延長保育ニーズ、施設における少人数の延長保育ニーズや障害児等への対応を充実させるため創設

### (1) 実施場所

当該児童の居宅

### (2) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童で以下に該当する場合

①居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合【居宅訪問型】

②保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合【その他】

(短時間認定児の利用については、標準認定児の利用がない場合に限る)

# 病児保育事業について

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	看護師：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置  病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度）</li> <li>■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等</li> </ul>	預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等
交付実績 (H26年度)	1,271か所 (病児対応型698か所、病後児対応型573か所) (延べ利用児童数 約57万人)	563か所	5か所
補助率	1/3 [ 国1/3 都道府県1/3 市町村1/3 ]		

## 質の向上

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

## 【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

○クラブ数 22,084か所

(参考:全国の小学校20,357校)

○登録児童数 936,452人

○利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人

[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所]

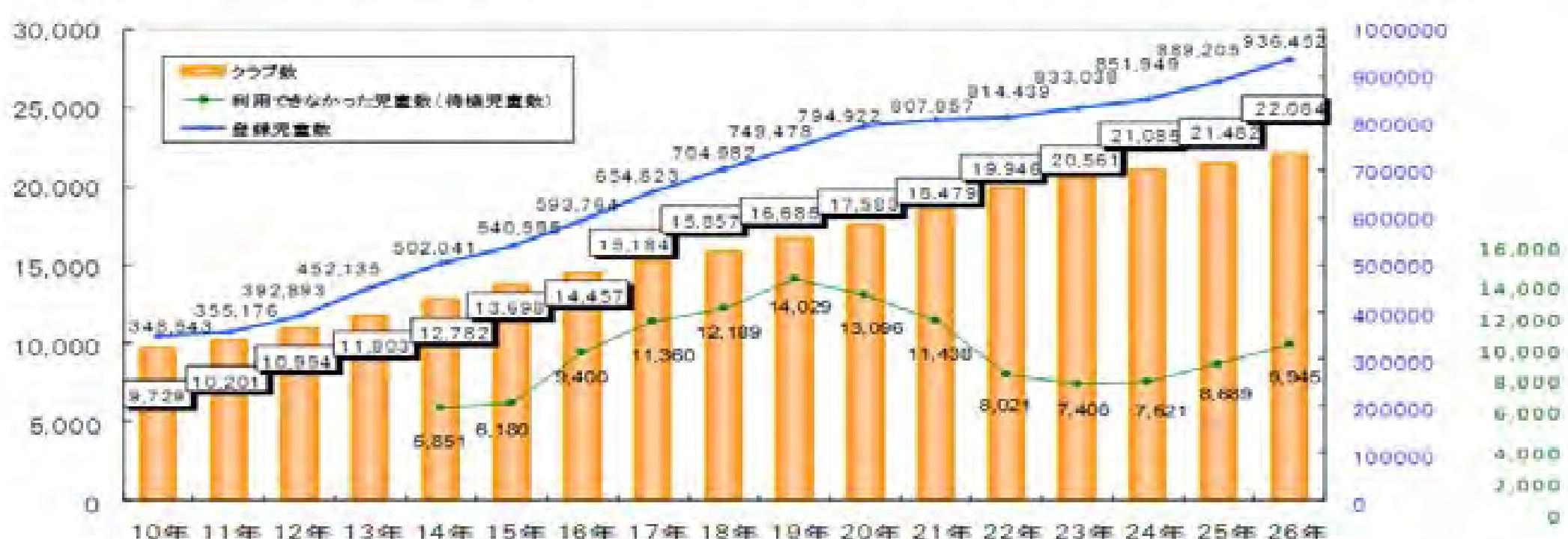
## 【今後の展開】

○「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共に策定)

⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、

- ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
- ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、  
うち1万か所以上を一体型で実施

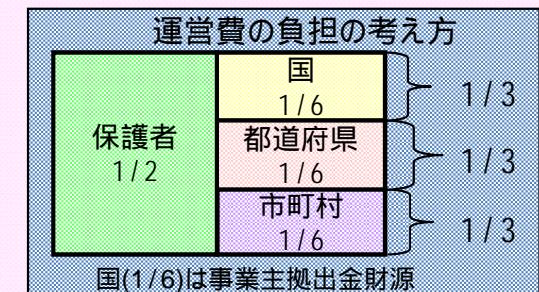
【参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※各年5月1日現在(育成環境課調)

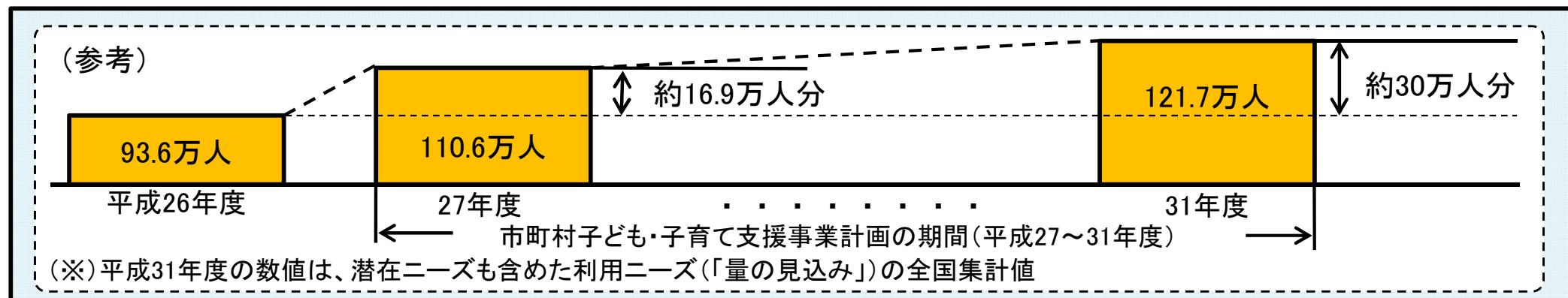
# 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算に「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】



## 平成27年度における改善事項

- |  |  |
|--|--|
| <b>①受入児童数の拡大</b><br>936,452人(26年度)→1,105,656人(27年度)[約16.9万人増]<br><b>②10人未満の放課後児童クラブへの補助対象の拡大</b><br><b>③市町村への支援策の充実</b><br>ア 放課後子ども環境整備事業の充実<br>・幼稚園・認定こども園等の活用の促進:設備費等加算<br>イ 放課後児童クラブ運営支援事業の創設:賃借料補助<br>ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業の創設:送迎経費補助<br><b>④学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設</b> | <b>⑤放課後児童支援員等処遇改善等事業</b><br>・放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助<br><b>⑥障害児受入強化推進事業</b><br>・障害児を5人以上受け入れている場合の職員の加配<br><b>⑦小規模放課後児童クラブ支援事業</b><br>・19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置<br>など |
|--|--|



# 放課後児童クラブの基準について

放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった

このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

<主な基準>

職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

## 支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

## 設備（参酌すべき基準）（第9条）

専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置

専用区画の面積は、児童1人につきおおむね $1.65\text{m}^2$ 以上

## 職員（従うべき基準）（第10条）

放課後児童支援員（1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（2）

2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

## 児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

## 開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）  
原則1日につき8時間以上

平日（小学校授業の休業日以外の日）  
原則1日につき3時間以上

その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

## 開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

原則1年につき250日以上

その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

## その他（参酌すべき基準）

非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応など

# 「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯

## 策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとし、平成27年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、地方自治体に通知した。

## 策定及び見直しの3つの視点

放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に發揮できるような観点で内容を整理

子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとのどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

# 「放課後児童クラブ運営指針」の概要

## 運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

### 第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6~12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

### 第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関する留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

### 第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

## 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 国全体の目標

平成31年度末までに  
放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備  
(約90万人 約120万人)  
・新規開設分の約80%を小学校内で実施  
**全小学校区(約2万か所)**で一體的に又は連携して実施し、うち**1万か所以上**を一体型で実施  
(約600か所 1万か所以上)を目指す  
小学校外の既存の放課後児童クラブについてもニーズに応じ、余裕教室等を活用  
放課後子供教室の充実(約1万か所 約2万か所)

## 市町村及び都道府県の取組

国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、**市町村行動計画及び都道府県行動計画**に、

- ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
- ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策

などを記載し、**計画的に整備**

行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

## 市町村及び都道府県の体制等

市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化  
「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

## 学校施設を徹底活用した実施促進

## 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

- ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
- ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

## 余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

## 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

## 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

## 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

- 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



## 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

## 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

- ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
- ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

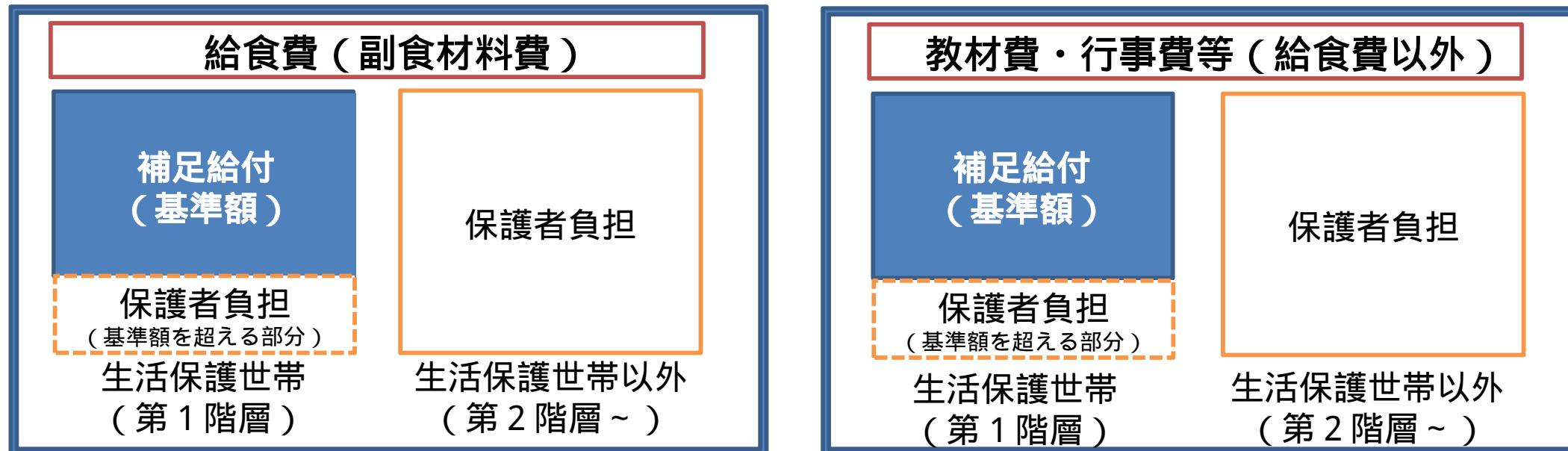


## 実費徴収に係る補足給付を行う事業について

新制度においては、運営基準第13条第4項等の規定に基づき、日用品、文房具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされており、この実費徴収額について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施する。

当該補足給付事業については、認定区分に応じて対応が異なる「給食費（副食材料費）」と、それ以外の「教材費・行事費等」に分けて費用の一部を補助する事業を行う。

（事業のイメージ）



（対象者）

生活保護世帯（第1階層に該当する者）

（基準額（1人当たり月額））

給食費（副食材料費）

1号認定：4,500円（副食費相当）

教材費・行事費等

1号～3号認定を通じて同額：2,500円

# 多様な事業者の参入促進・能力活用事業概要(新規参入施設への巡回支援)

※平成26年度は「新規参入施設への巡回支援事業」として実施

- 目的 「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者(以下、「新規参入事業者」という。)への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図る。
- 実施主体 市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。  
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。
- 事業内容 新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。
  - ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
  - ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
  - ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
  - ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
  - ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業
- 支援対象 保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者
- 国庫補助率 1／3 (地方負担:2／3)

# 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）について

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

## 1 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

## 2 実施場所

私立認定こども園

## 3 対象となる子ども

次の（ア）～（ウ）の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

（ア）日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

（イ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

（ウ）6の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

## 4 補助要件

当該認定こども園において、2人以上の障害児（私学助成（特別支援教育経費）または障害児保育事業の対象となる子どもを含む）を受け入れていること。

## 5 補助単価

子ども1人当たり 月額 65,300円

## 6 対象となる施設 → 私立認定こども園

☆:多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

○:私学助成(特別支援教育経費) ●:一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園		1号	2号	3号	
幼保連携型	学校法人立※1, 2	旧接続型	○	○	●
		旧並列型	○	●	●
	上記以外	☆	●	●	
幼稚園型	幼稚園部分が 学校法人立※1	単独型	○	○	
		接続型	○	○	☆
		並列型	○	☆	☆
	上記以外	単独型	☆	☆	
		接続型・並列型	☆	☆	☆
保育所型		☆	●	●	
地方裁量型		☆	☆	☆	

※1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む

2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したもの及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

# 「子育て支援員」研修について

## 趣 旨

- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関する必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

## 「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

## 研修受講から認定までの流れ

実施主体(都道府県・市町村等)に  
研修申込



研修受講  
■ 基本 + ■ 専門

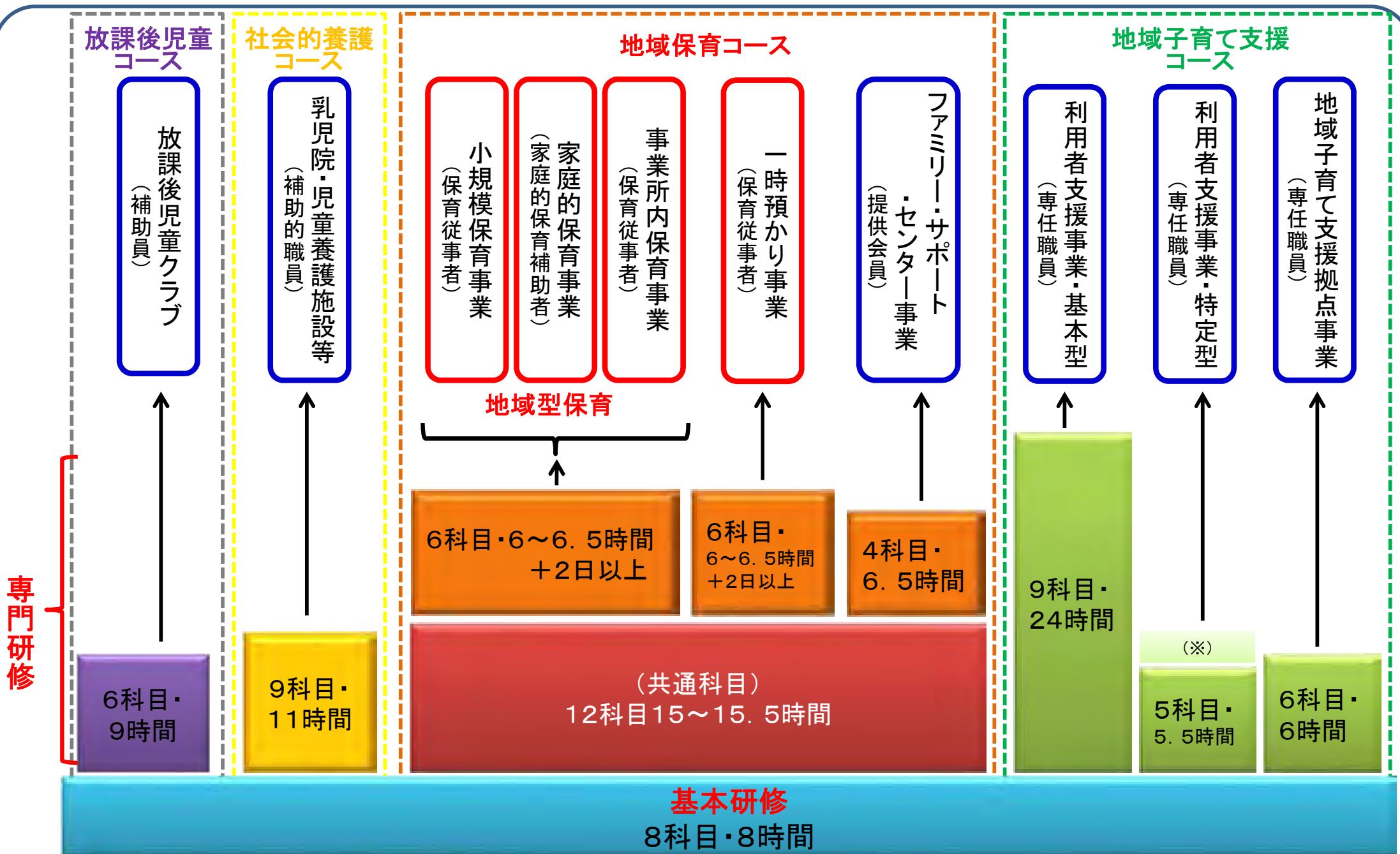


修了証書の  
発行



子育て支援員  
に認定

# 子育て支援員研修の体系

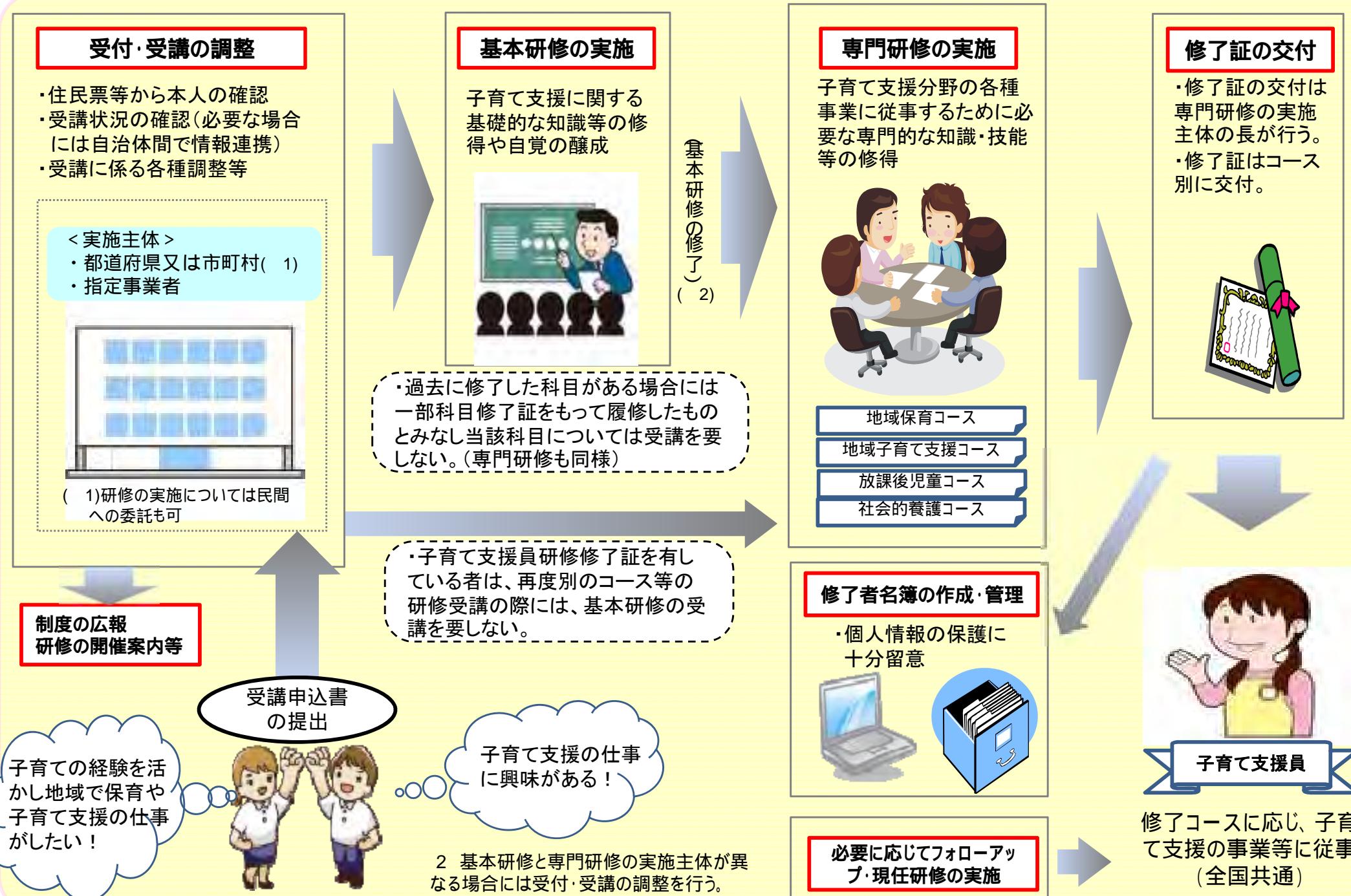


「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

# 子育て支援員の認定の仕組み（実施主体の事務の主な流れ）



# .関連予算

# 平成27年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の增收額8.2兆円については、まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円を向け、残額を満年度時の
  - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
  - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

## 27年度消費税增收分の内訳

《增收額計：8.2兆円》

### ○基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3兆円

### ○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

### ○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.35兆円

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

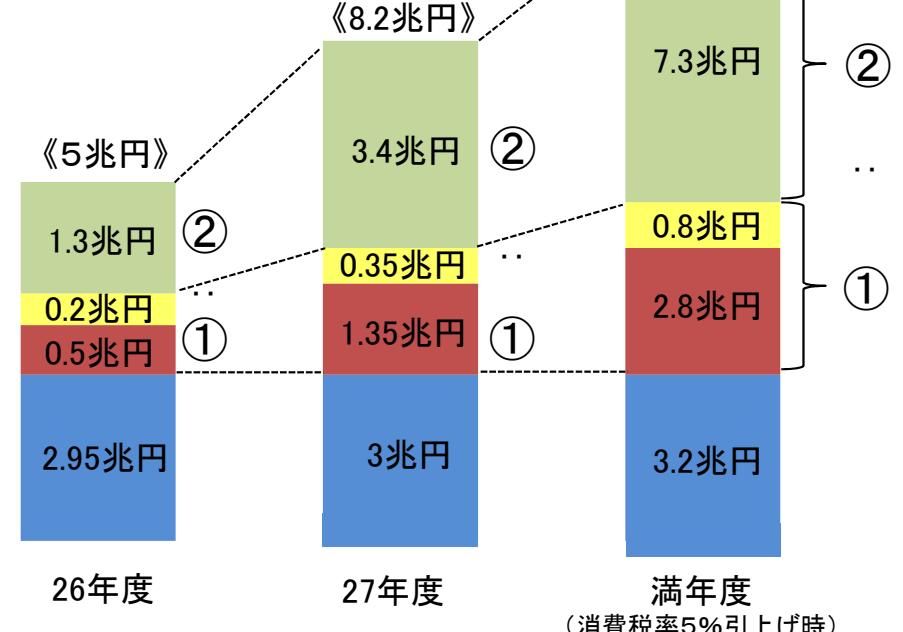
### (参考) 算定方法のイメージ

■後代への負担のつけ回しの軽減

■消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

■社会保障の充実

■基礎年金国庫負担割合1/2



(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

# 平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

- 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

## 優先的に取り組む施策

### ① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

→ 市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の向上」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

### ② 医療・介護サービス提供 体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

→ 地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置  
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置  
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

### ③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

→ 低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置とともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

## 限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

- 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。
- 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

# 平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成27年度 予算 (注1)			(参考) 平成26年度 予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 (注3)	2,649	2,915
	社会的養護の充実	283	142	142	80
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56 (注4)	6	64
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904 392	602 277	301 115
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724 1,051 236	483 531 118	241 520 118
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0
		高額療養費制度の見直し	248	217	31
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立 等	2,048	894	1,154	298
年 金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10
合 計		13,620	6,786	6,833	4,962

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税增收分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

# 子ども・子育て支援の充実

## ・子ども・子育て支援新制度の実施(27年4月施行) 所要額(公費) 4,844億円

子ども・子育て支援新制度において、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

### 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

### 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 等

(　)は待機児童解消加速化プランの取組としても位置づけ)

(参考)子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

<量的拡充>

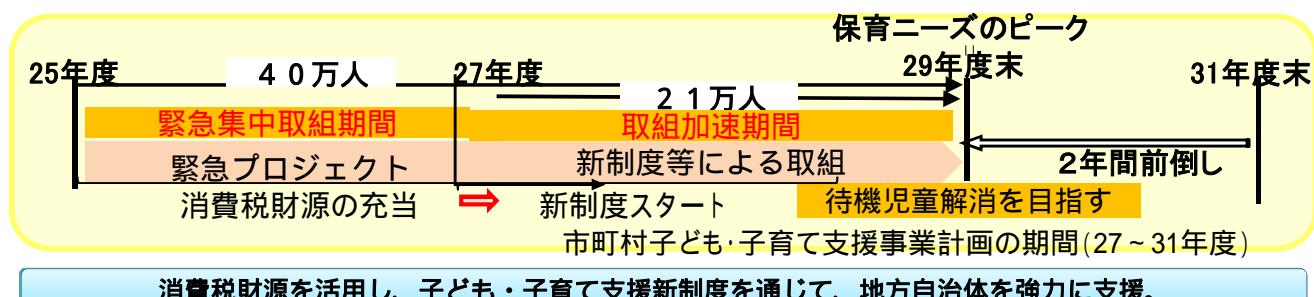
市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

<質の向上>

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。（詳細次頁）

### 【参考：待機児童解消加速化プラン】

「緊急集中取組期間」(25・26年度)における取組（約20万人分の受け皿を確保する予定）に加え、新制度で弾みをつけ、「取組加速期間」(27～29年度)で更に整備を進め、平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。 平成27年度では、約8万人分（　）の受け皿を確保する予定



※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、引き続き、別途適切に確保。

※確保する約8万人分の受け皿の一部については、前倒しして整備を行う。（26年度補正予算）

## ・社会的養護の充実 所要額(公費) 283億円

児童養護施設等での家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）の推進など、質の改善を図る。（詳細次頁）

児童養護施設等の受入児童数の拡大（虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応）

## 平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の向上事項はすべて実施。

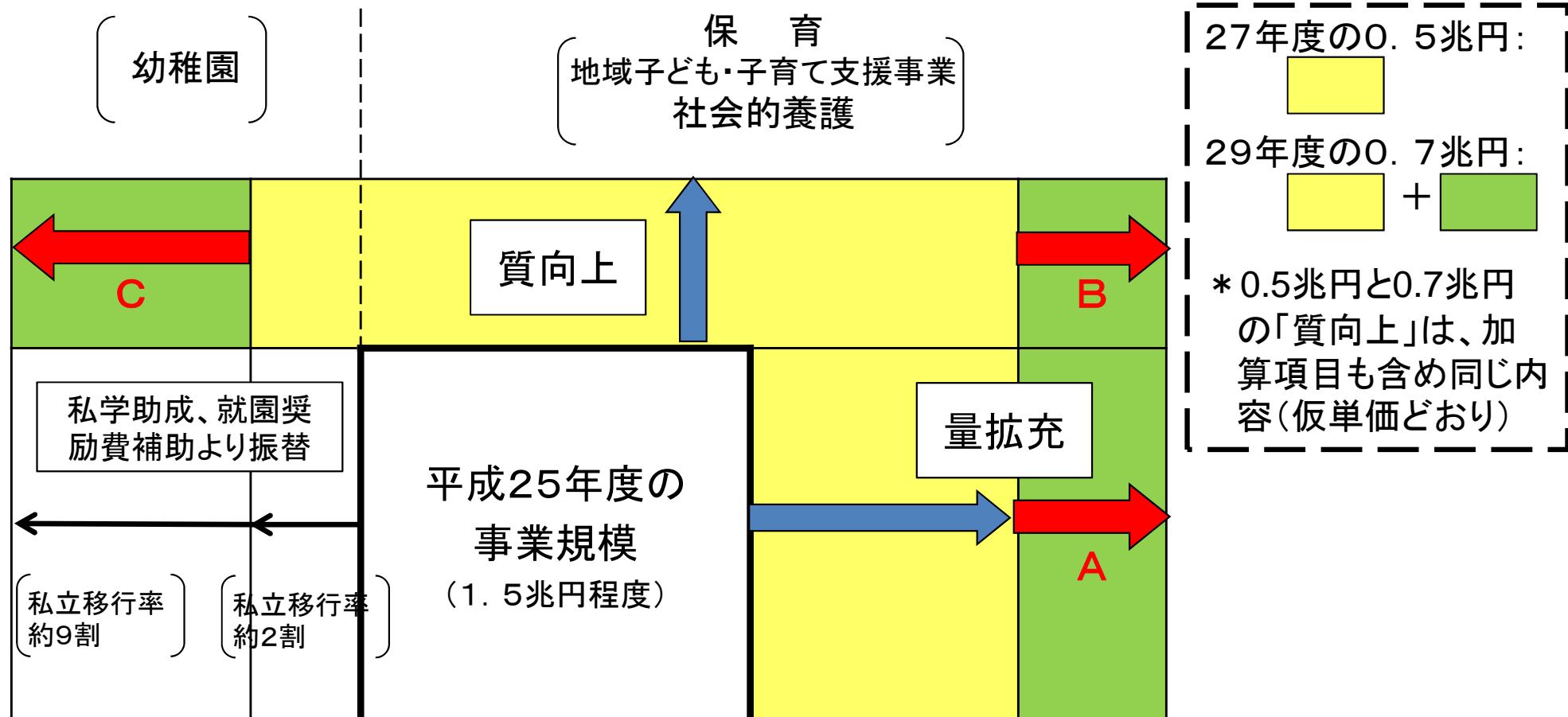
	量的拡充	質の向上
所要額	3,097億円	2,030億円
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)</li> <li>○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%)</li> <li>○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善</li> <li>○研修機会の充実</li> <li>○小規模保育の体制強化</li> <li>○減価償却費、賃借料等への対応 など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童クラブの充実</li> <li>○病児・病後児保育の充実</li> <li>○利用者支援事業の推進 など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会的養護の量的拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等)</li> <li>○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進</li> <li>○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など</li> </ul>

量的拡充・質の向上 合計 5,127億円

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

## 平成27年度予算における「0.5兆円程度」と「0.7兆円の範囲で実施する事項」の関係

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」は、待機児童解消加速化プラン等を踏まえ、29年度の所要額として整理されたもの。
- 27年度予算の「0.5兆円程度」は、
  - ① 各市町村の事業計画に基づく27年度の「量の拡充」に対応
  - ② 「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施(加算項目も含め、仮単価どおり)するための所要額として確保されたもの。
- 27年度の「0.5兆円程度」により、「0.7兆円の範囲内で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施できる主要因は、
  - ① 保育サービス等の「量拡充」の途上であり、29年度所要額より少ないと(図A部分)
  - ② 移行見込みの調査結果に基づき、私立幼稚園の新制度への移行率を2割程度としていること
  - ③ ①・②に伴い「質向上」の所要額が少ないと(図B・C部分)



\* 29年度の私立移行率9割は仮置き。  
各年度予算は意向調査等に基づき設定。

# 平成27年度内閣府予算の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

## (子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組)

【7,175億円】

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

### ① 子どものための教育・保育給付

- 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

### ② 地域子ども・子育て支援事業（年金特別会計に計上）

- 市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援
- 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

## (児童手当制度（年金特別会計に計上）)

【1兆4,177億円】

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考) 【平成26年度補正予算】

### (地域少子化対策強化交付金)

【26年度補正予算 30億円】

・我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。

# 平成27年度厚生労働省予算の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

## (待機児童解消等の推進など保育の充実)

【892億円】

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。

また、「保育士確保プラン」に基づき、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施する。

(参考) 【平成26年度補正予算】

(「待機児童解消加速化プラン」の推進（保育所等の緊急整備）)

【26年度補正予算 120億円】

- ・ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するため、平成27年度における保育所等の整備を、一部前倒しして行う。

## (社会的養護の充実)

【1,181億円】

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

# 平成27年度文部科学省予算の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

## ( 幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進 )

【 4 0 2 億円】

幼稚園就園奨励費補助について、実質的に 5 2 億円増とし、充実を図る。

・ 幼稚園就園奨励費補助 2 7 1 億円 3 2 3 億円 ( 5 2 億円増 )

「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 3 3 9 億円 4 0 2 億円 ( 6 3 億円増 )

### ① 市町村民税非課税世帯の保護者負担軽減

・ 市町村民税非課税世帯の保護者負担額を月額 9,100 円から月額 3,000 円に引き下げ。

平成 2 7 年度所要額 1 2 億円

※ 「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 1 5 億円

### ② 市町村に対する補助の拡充 (市町村の超過負担の解消)

・ 市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消することにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図る。

平成 2 7 年度所要額 4 0 億円

※ 「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

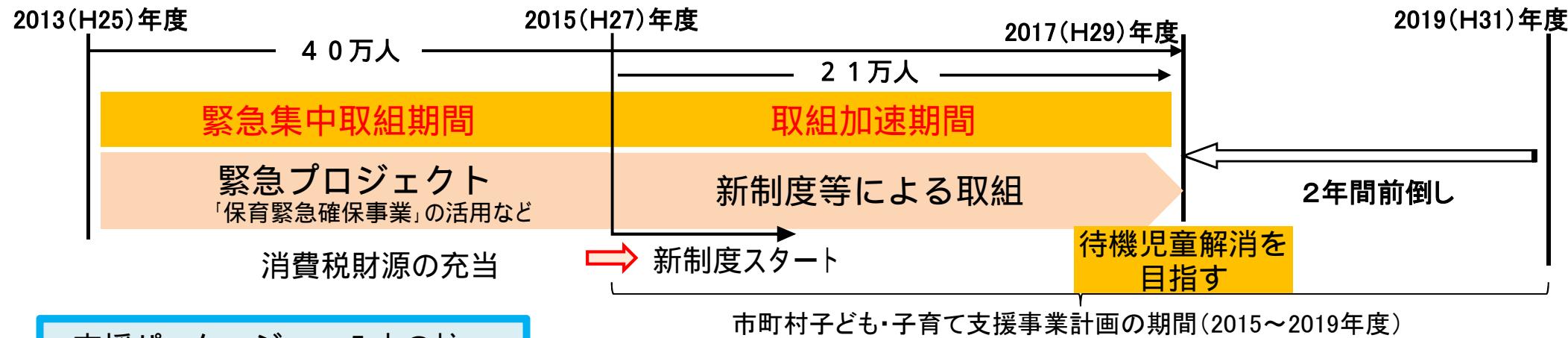
予算全体の所要額 4 9 億円

# 待機児童解消加速化プラン

待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。

足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。
- ▶ 「取組加速期間」(平成27~29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶ 平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



支援パッケージ ~ 5本の柱 ~

賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

保育を支える保育士の確保（「ヒト」）

小規模保育事業などの運営費支援等

認可を目指す認可外保育施設への支援

事業所内保育施設への支援

取組自治体

# 保育所等整備交付金

【平成27年度予算：554億円】

## 【趣旨】

- 児童福祉法第56条の4の3に基づき、市町村整備計画に基づく事業等の実施に必要な経費の一部を支援するための交付金を創設
- 平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保。
- 平成27年度は、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、約8.2万人分の保育の受け皿を確保。
- 待機児童の解消に意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、引き続き、補助率の嵩上げに必要な額を確保。（1/2 2/3）

## 【対象事業】

- 保育所緊急整備事業（51,753百万円）
  - ・保育所（幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む）の創設、増築、老朽改築等
  - ・待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業（3,678百万円）
  - ・幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等

# 保育対策総合支援事業費補助金(仮称)

【平成27年度予算: 285億円】

## 【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

## 【対象事業】

### 保育士確保対策

- 保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】
- 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
- 保育所等保育士資格取得支援事業
- 保育教諭のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）

### 修学資金貸付事業

- 保育士宿舎借り上げ支援事業
- 保育体制強化事業
- 保育士試験による資格取得支援事業【新規】
- 保育士養成施設に対する就職促進支援事業【新規】
- 保育士試験追加実施支援事業【新規】

## (参考)保育士確保プラン

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対しえできる限りの支援策を講じる。

平成29年度末までに必要となる保育士の確保を目指す。

平成30年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組む。

保育士試験の年2回実施の推進

保育士に対する処遇改善の実施

保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援

保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援

保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討

4本の柱

#### 人材育成

- ・保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
- ・保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
- ・国家資格としての保育士の専門性の向上

#### 就業継続支援

- ・離職防止のための研修支援
- ・就業継続を図るための各種助成金の活用促進

#### 再就職支援

- ・保育士・保育所支援センターの積極的な活用
- ・保育士マッチング強化プロジェクト

#### 働く職場の環境改善

- ・処遇改善
- ・雇用管理改善を図るための取組の実施
- ・保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

→ 新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

## 【対象事業】

### 小規模保育等の改修等

- 賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- 小規模保育改修費等支援事業
- 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- 認可化移行改修費等支援事業
- 家庭的保育改修費等支援事業

### その他事業

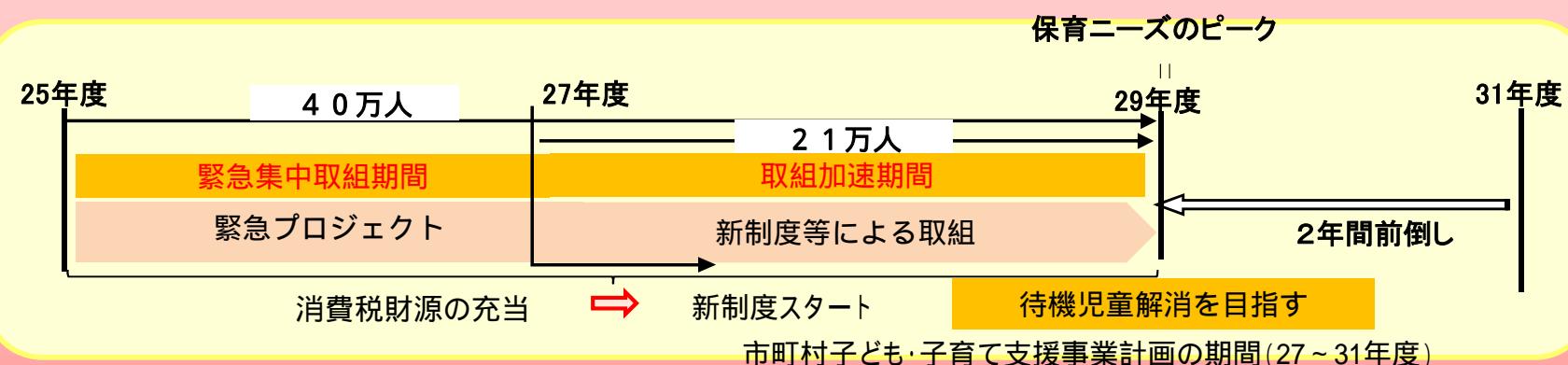
- 民有地マッチング事業
- 認可化移行調査費等支援事業
- 認可化移行移転費等支援事業
- 広域的保育所等利用事業
- 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- 保育環境改善事業
- 家庭支援推進保育事業

## (参考)待機児童解消加速化プラン

意欲のある自治体を強力に支援し、

保育所等について、平成29年度末までに **約40万人分** の受け皿を新たに確保

補助率の嵩上げ(1/2 2/3)により、整備目標の確実な到達を目指す



## 目的

認定こども園設置促進のため、都道府県が行う認定こども園の施設整備事業にかかる経費の一部を交付し、子供を安心して育てることができる体制の整備を促進する。

## 事業内容

### ①認定こども園整備

#### <趣旨>

認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助(新築、増改築、大規模修繕等)  
施設整備により、認定こども園化を促進する。

年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。また、既存の認定こども園の機能拡充を目的とした整備も対象。

#### <補助率> 国1／2、市町村1／4、事業者1／4

#### <整備対象>

- ・幼保連携型認定こども園の学校としての教育を実施する部分(いわゆる幼稚園部分)
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

### ②幼稚園耐震化促進整備

#### <趣旨>

認定こども園への移行を予定する幼稚園について、園舎の耐震化を支援。(増改築、大規模修繕)  
大規模修繕は、幼保連携型認定こども園に限る。

既に移行している場合も対象(幼稚園部分)になる。

#### <補助率> 国1／2、事業者1／2

#### <整備対象>

幼稚園型認定こども園又は幼稚園型認定こども園へ以降を予定している幼稚園

## 目的

認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園等における教育支援体制の整備にかかる経費の一部を交付し、子供を安心して育てることができる体制の整備を促進する。

## 事業内容

### ①幼児教育のための質の向上のための緊急環境整備

#### <趣旨>

施設における遊具・運動用具・保健衛生用品等の整備費用を支援する。

交付基準額の上限は、2,000千円。

<補助率> 認定こども園の場合:国1／2、事業者1／2

その他の幼稚園 :国1／3、事業者2／3

<対象> 幼保連携型こども園、幼稚園型こども園、幼稚園

### ②認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

#### <趣旨>

教育の質の向上を目的とし、認定こども園等の教職員等を対象とした研修を支援する。

交付基準額は、研修参加教職員等1人当たり 6,250円

<補助率> 国1／2、事業者1／2 事業者:都道府県、市町村、都道府県が適当と認めた者

<研修の対象者> 認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等

### ③保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

#### <趣旨>

保育教諭のため、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援する。

交付基準額は、養成施設受講料等:100千円上限、代替幼稚園教諭雇上費:1日当たり6,120円

<補助率> 国1／2、都道府県・政令都市・中核市1／2

<対象経費> 養成施設受講料等…大学等に対して支払う受講料等(受講に際し、必須出ない経費は含まない。)

代替幼稚園教諭雇上費…代替幼稚園教諭の雇上に係る経費

# 認定こども園等への財政支援

厚生労働省事業

## 保育所等整備交付金(p107参照)

55,431百万円

### 認定こども園整備事業

- 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

### 保育所緊急整備事業

- 保育所(幼保連携型認定こども園の保育所部分含む)の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

## 保育対策総合支援事業費補助金(p108参照)

### 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。  
等

### 職員の資質向上・人材確保等研修事業

1,573百万円

#### 保育の質の向上のための研修支援

- 保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。

文部科学省事業

## 認定こども園施設整備交付金

11,757百万円

### 認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。  
(新增改築、大規模改修等)
  - ・幼保連携型認定こども園の幼稚園部分
  - ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分  
(保育所機能部分と一体的に行う幼稚園施設整備費)
  - ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分  
(保育所部分と一体的に行う幼稚園機能の施設整備)
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。  
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

### 幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。(改築、増改築)
  - ・私立幼稚園の耐震化経費
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。

## 教育支援体制整備事業費交付金

1,727百万円

### 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。

※ 免許状取得後1年以上勤務することが必要。

### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用を支援。  
※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。

# .參考資料

# 子ども・子育て関連3法成立までの検討経緯

## ○平成22年

1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。

## ○平成24年

3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議決定）

3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出

5月10日 衆議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

5月17日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書(自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者会合)

6月20日 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(議員立法)」  
国会提出

6月22日 「子ども・子育て支援法案」と「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の修正案(議員修正)国会提出

6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決

7月11日 参議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

7月18日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立

8月22日 子ども・子育て関連3法を公布

# 子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年6月26日 衆議院 社会保障と税の一體改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとすること。
- 2 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。
- 3 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。
- 4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとすること。
- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

(1／1)

# 子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年8月10日 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 2 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 3 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の○から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとすること。
- 4 施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助(新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

(1／3)

- 5 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること。
- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。
- 7 市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。
- 8 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとすること。
- 9 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。
- 10 特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。
- 11 安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。
- 12 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

- 13 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとすること。
- 14 施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとすること。
- 15 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとすること。
- 16 放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。
- 17 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。
- 18 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。
- 19 ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。

(3／3)

# 子ども・子育て支援新制度の財源確保について

## 1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抄） (平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合)

### 二. 社会保障改革関連5法案について

#### （1）子育て関連の3法案の修正等

その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。  
政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。  
幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

## 2. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋

### 附則

#### （財源の確保）

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的・質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

## 3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議

(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力すること。

## 4. 少子化危機突破のための緊急対策

(平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定)（抜粋）

### 5 制度・財政面での対応

#### （1）子ども・子育て支援新制度等の財源確保

「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月（予定）における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源（0.7兆円）を含め1兆円超程度の確保に努める。

## 5. 社会保障制度改革国民会議報告書

(平成25年8月6日)（抜粋）

### 3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

（1）取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保  
(略)子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源（0.7兆円）では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

## 6. 経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～

(平成26年6月24日)（抜粋）

### 1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

#### （4）少子化対策

(略)新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

## 7. 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日)（抜粋）

### 施策の具体的な内容 1. 重点課題

#### （1）子育て支援施策を一層充実させる。

##### 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

##### 地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」（待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供）及び「質の向上」（職員の配置や待遇の改善等）を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な1兆円超程度の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。

# 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（案）

消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

	量的拡充	質の向上
所要額	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など
量的拡充・質の向上 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度		

「質の向上」の事項のうち、 は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。 は一部を実施する事項、 はその他の事項

平成26年3月28日  
子ども・子育て会議において整理された内容

# 子ども・子育て支援新制度における 「量的拡充」と「質の向上」について

# 子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上（所要額）（案）

## 【凡例】

「附帯決議」：子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議（平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）に記載されているもの

「基準」：第10回子ども・子育て会議等において取りまとめられた基準に係るもの

「平成26年度予算」：平成26年度予算に計上されたもの

## 1. 量的拡充

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
量的拡充	別紙(P125)参照	4,068億円程度(公費分)	

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

内容欄の「」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、  
所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

## 2. 質の向上（給付等関係）

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
3歳児を中心とした職員配置の改善	○ 3歳児の職員配置を改善(20:1 15:1)	700億円程度	・附帯決議
	□ 1歳児の職員配置を改善(6:1 5:1)	670億円程度	
	□ 4・5歳児の職員配置を改善(30:1 25:1)	591億円程度	
研修の充実	□ 保育教諭・保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置 まずは年間2日 年間5日	94億円程度 (38億円程度)	・研修の努力義務あり
休日保育の充実	□ 担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消 担当保育士の人工費の見直し	32億円程度 (28億円程度)	・休日保育の給付化に伴う措置

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	□私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善 (+ 5 %) 職員給与の改善 まずは + 3 % + 5 %	952億円程度 (571億円程度)	・附帯決議 ・平成26年度予算 (保育士等処遇改善臨時特例事業 367億円 : + 2.85%相当)
保育認定の2区分に応じた対応	□保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 (延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など) まずは非常勤保育士 1人(3時間分)	337億円程度～ (337億円程度)	
	○保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(1.7%)と仮置きした場合の所要額	26億円程度	・加配する非常勤保育士1人(3時間分)のコストの違いを反映
小規模保育の体制強化	○小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置	134億円程度	・附帯決議 ・基準 ・平成26年度予算 (小規模保育の先行実施 226億円 * 認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)
	○地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定	8億円程度	
	○地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度	・附帯決議
地域の子育て支援・療育支援	□幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ) 幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施(以下同じ) 全ての施設で専任化(以下同じ)	307億円程度 (43億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
	□地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置) 活動費を見直し	59億円程度 (18億円程度)	

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
地域の子育て支援・療育支援 (続き)	<p>障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配) <b>補助者の人件費を見直し</b></p>	231億円程度 (89億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
小学校との接続の改善	<p>公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合) <b>まずは事務経費のみ 人件費を含む</b></p>	86億円程度 (14億円程度)	
減価償却費、賃借料等への対応	<p>施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に乗せ</p>	58億円程度	・施設整備補助金見合い
事務負担への対応	<p>直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(開所日数分(幼稚園:週5日、認定こども園:週6日)) <b>幼稚園・認定こども園:まずは週2日</b> 幼稚園:週5日、認定こども園:週6日</p>	194億円程度 (45億円程度)	
施設長、栄養士、その他の職員の配置	保育所について、施設長の配置を義務化	135億円程度	
	<p>栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置 <b>(栄養士(非常勤)に係る費用)</b> <b>まずは嘱託費用</b> 栄養士(非常勤)に係る費用</p>	73億円程度 (22億円程度)	
	半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置	154億円程度	・平成26年度予算 (保育所に保育支援者を配置 72億円)

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
第三者評価等の推進	<p><input checked="" type="checkbox"/> 第三者評価等の受審費用の支援(3年( )に1度の受審)            児童養護施設等(3年に1度の受審を義務付けている)と同様  <b>まずは5年に1度(半額補助)</b>  <b>3年に1度(全額補助)</b></p>	42億円程度 <b>(12億円程度)</b>	
低所得者世帯の負担軽減拡充	低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	所要額や対象者の範囲等については、今後検討	
保育単価の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 質の向上で保育単価が引き上げられることに伴い、保育単価限度で保育料を徴収されている階層からの徴収額が増加することによる影響額等  <b>質の向上により引き上がる保育単価の減</b></p>	226億円程度 <b>( 197億円程度)</b>	

### 3. 質の向上（地域子ども・子育て支援事業関係）

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
延長保育の充実	延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度	
	<p>□ 「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置)</p> <p>まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援 常勤1名を配置するための追加費用</p>	406億円程度 (270億円程度)	・平成26年度予算 (18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援 154億円)
放課後児童クラブ事業の充実	<p>○ 5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置</p> <p>大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助</p> <p>○ 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置</p> <p>常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)</p>	20億円程度 18億円程度 14億円程度 39億円程度	・基準
一時預かり事業の充実	<p>保育所以外の施設について、事務経費を措置</p> <p>幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)</p>	12億円程度 37億円程度	
病児保育の充実	<p>○ 基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) 利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施</p> <p>○ 看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) 現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助</p>	117億円程度 56億円程度	

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
ファミリー・サポート・センター事業の充実	提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度	
利用者支援事業	<input checked="" type="checkbox"/> 教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2中学校区に1箇所) <span style="color:red;">まずは3中学校区に1箇所程度 2中学校区に1箇所</span>	342億円程度 <span style="color:red;">(192億円程度)</span>	·市町村事業(法定) ·平成26年度予算 (利用者支援事業 162億円)
実費徴収に伴う補足給付事業	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の全額の補助 <span style="color:red;">まずは生活保護世帯に対する半額の補助 市町村民税非課税世帯に対する全額の補助</span>	103億円程度 <span style="color:red;">(3億円程度)</span>	·市町村事業(法定)
多様な主体の参入促進事業	認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置	5億円程度	·市町村事業(法定) ·平成26年度予算(新規施設への巡回支援等を行うための職員配置 13億円)
	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度	
研修の充実	地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	19億円程度	

#### 4. 質の向上（社会的養護関係）

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1 4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)  平成27年度から15年かけて全施設で実施 平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする)  増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、 地域小規模児童養護施設等の所数の増33億円)
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等)  職員給与の改善 まずは+3% +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

## 5. 合計

量的拡充 4,068億円程度(公費分)

質の向上 0.6兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 3,003億円程度)

合計 1兆円超程度

(0.7兆円の範囲で実施する事項 7,071億円程度)

### (参考) 推計の諸前提

物価変動等の要素は勘案しない。

今後の児童人口の変動を反映。

(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位推計)

平成29年度における所要額を積算

(平成29年度とする理由)

- 税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化
- 保育ニーズのピークは平成29年度末

希望する幼稚園が新制度への移行を円滑に行うことができるよう、平成29年度に90%が新制度に移行するものと仮置き。(新制度の給付や私学助成等の各年度の予算は、幼稚園の意向調査に基づき設定)

## (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(1)教育・保育 ①1号認定(認定こども園、幼稚園)	78億円
②2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	2,940億円
(2)地域子ども・子育て支援事業	
①延長保育事業	277億円(事業主拠出込み) 217億円(公費のみ)
②放課後児童クラブ	235億円(事業主拠出込み) 157億円(公費のみ)
③子育て短期支援事業	4億円
④乳児家庭全戸訪問事業	13億円
⑤養育支援訪問事業	12億円
⑥要保護児童等に対する支援に資する事業	18億円
⑦地域子育て支援拠点事業	127億円
⑧一時預かり事業 <一般型・余裕活用型・訪問型等>	217億円
<幼稚園型(在籍園児分のみ)>	124億円
⑨病児保育事業	25億円(事業主拠出込み) 16億円(公費のみ)
⑩ファミリー・サポート・センター事業	24億円
(3)社会的養護関係	121億円

現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したもの。

# 「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークについて

メインコピーの「すくすくジャパン！」には、新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育ってほしい、ママやパパにも親としてすくすく育ってほしい、という思いが込められています。また、サブコピーとなる「みんなが、子育てしやすい国へ。」には、行政をはじめ社会全体で、誰もが安心して子育てができる「子どもの最善の利益」が実現される国にしていこう、というメッセージが込められています。

ビジュアルは、元気に演奏する個性あふれる子どもたち（乳児・幼児・小学生）の姿により、新制度への共感や、親しみを感じていただけるものとしました。メインコピーのロゴとイラストを描いてくださったのは、絵本作家として活躍されているのぶみさん。新制度の意義にご賛同いただき、ご協力いただきました。



# 「子ども・子育て支援新制度」に関する情報は内閣府のホームページへ

- <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html> 内閣府 子ども・子育て支援新制度

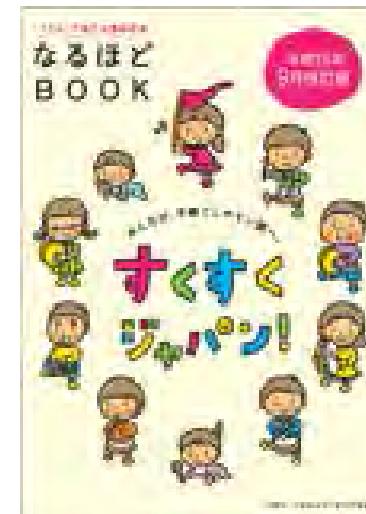
検索

- 内閣府子ども・子育て本部では Facebook、Twitter でも情報発信しています！

Facebook: <https://www.facebook.com/sukusuku.japan>  
twitter: [https://twitter.com/sukusuku\\_japan](https://twitter.com/sukusuku_japan)

- ホームページでは、例えばこんな資料を掲載しています。

- 制度の概要
- 「子ども・子育て支援新制度」なるほどBOOK
- 子ども・子育て会議の資料・議事録・動画
- 事業者向けFAQ
- 自治体向け情報(説明会資料、自治体向けFAQなど)
- フォーラム、シンポジウムなどのイベント情報
- 地方版「子ども・子育て会議」の取組事例に関する報告書



など



すくすくジャパン!

